平成２８年第２回美幌町議会定例会会議録

平成２８年３月　８日　開会
平成２８年３月２５日　閉会

平成２８年　３月　９日　第２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第　２　一般質問　　１２番　中　嶋　すみ江　君

９番　坂　田　美栄子　君

５番　稲　垣　淳　一　君

１０番　吉　住　博　幸　君

２番　大　江　道　男　君

○出席議員

１番	髙　橋　秀　明　君	２番	大　江　道　男　君
３番	新　鞍　峯　雄　君	４番	上　杉　晃　央　君
５番	稲　垣　淳　一　君	６番	戸　澤　義　典　君
７番	早　瀬　仁　志　君	８番	岡　本　美代子　君
９番	坂　田　美栄子　君	副議長１０番	吉　住　博　幸　君
１１番	橋　本　博　之　君	１２番	中　嶋　すみ江　君
１３番	古　舘　繁　夫　君	議　長１４番	大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君

病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２８年第２回美幌町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番髙橋秀明さん、２番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（大原　昇君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、発言を許します。

１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）〔登壇〕　本日は、２項目について質問をさせていただきます。

１項目め、美幌町公営住宅の連帯保証人の人数について。

美幌町公営住宅の入居時の連帯保証人の人数について。

二つ目、子育て支援について。

祖父母手帳の発行について。

美幌町公営住宅の連帯保証人の人数についてを質問させていただきます。

美幌町営住宅管理条例の「入居の手続」に、連帯保証人２人の連署の提出が必要となっております。北海道営住宅管理条例施行規則適用の鳥里にあります道営住宅は、連帯保証人が１人の連署となっております。子供がおられない方やひとりしかおられない方などもおられますが、今後、美幌町の公営住宅の連帯保証人の人数についてどのようなお考えか、お伺いたします。

２項目め、祖父母手帳発行について。

祖父母手帳は、さいたま市が「子育て論の違いから祖父母世代との間に問題が生じ、何とかしたい」などの声と、また、子育て世帯の核家族化から祖父母の手助けを求める人や、どうすれば上手に祖父母の応援を受けられるか悩んでいる人もいるのではないかと手帳を企画し、実施したものです。

手帳は、一つ目、祖父母が孫育てすることによる、孫・親・祖父母のメリット、二つ目、祖父母と親の上手なつき合い方を紹介、三つ目、子育ての新常識、昔と今の子育ての違い、四つ目、子供の事故の注意点をイラストを使って解説、五つ目、孫との具体的な遊び方、六つ目、市内や近隣にあるお出かけスポットの紹介、七つ目、祖父母が地域の子育てで期待されること、八つ目、孫育てを支える相談窓口一覧がこの手帳には盛り込まれてあります。

このように「子育てのやり方など、直接、祖父母に言うと角が立つことも、手帳を渡すことで間接的に自分たちの思いを伝えられるのでよかった」と子育て世代の方

からの声も寄せられているそうです。

以上の観点から、本町の祖父母手帳の取り組みとしてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

以上、１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　中嶋議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、美幌町公営住宅の連帯保証人の人数について。

今後の公営住宅の連帯保証人の人数についての考え方ですが、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、人間関係が希薄になり、連帯保証人を依頼できる方が少なくなってきており、連帯保証人の確保に御苦労されている方もいらっしゃいます。

一方、住宅使用料で滞納があった場合には、ほとんどの方が督促状発付後に納付していただいておりますが、ごく一部の納付がおくれがちな方には、連帯保証人から入居者の方に対し支払い指導の御協力をいただき、滞納整理、滞納拡大防止などの成果を上げております。

また、入居者が留守などで連絡がつかない場合で、直ちに住戸内に入らなければならない事案が発生した場合には、入室によるトラブルを未然に防止する観点から、２名の連帯保証人のどちらかに連絡し、立会していただき入室することとしております。

本町といたしましては、連帯保証人は債務を負うばかりでなく、家族や知人などとのきずなが、連帯保証人という立場で継続されることにより、孤独化・孤立化を防ぐ一助にもなっています。

このことから、公営住宅の適切な管理のためには重要な手続と認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

次に、子育て支援について、祖父母手帳の発行についてでありますが、ことし１月、埼玉県さいたま市で全国初の祖父母手帳が発行されました。これは、さいたま市が政令指定都市の中で最も核家族が多い都市と言われており、祖父母や親たちのさまざまな愛情に包まれて、子供たちに健やかに成長してほしいという願いから生まれたものと聞いております。

また、祖父母が育児をしていたときに比べ、情報が多く、育児方法が大きく変化している中で、現在の育児方法を学び、父母との関係を円滑にするとともに、地域における子育ての担い手となるきっかけとするため、作成したものとも言われております。

祖父母手帳の内容は、祖父母の孫育てや祖父母と親との上手なつき合い方など、議員が示したとおりであり、この手帳の利点は、世代間の常識の違いを相互理解し、さらには、コミュニケーションをより円滑にしてくれる点と言われ、この手帳の役割として、シニア世代を地域の子育ての担い手へ誘引することだと言われております。

平成２７年２月、町広報に特集記事として、「おじいちゃんおばちゃんの子育て事情」を掲載いたしましたが、子育ての強い味方、祖父母力として実際に孫育てをしている祖父母の紹介をしたり、日赤看護大石崎教授の話として、祖父母の役割や地域での子育てなどについて記載しているとおり、子育てには、祖父母力が大きな存在となっております。

お尋ねの、本町の祖父母手帳の取り組みはどのようにお考えかについてでありますが、現在のところ、この祖父母手帳を作成する予定はありませんが、その内容は多くの母親が悩むような問題にも的確にアドバイスをしていることから、就学前のお子さんを持つお父さん・お母さんが、安心して子育てしていくことを手助けするために作成した「びほろ子育てガイドブック」次期改訂の際に掲載することや、町広報「たのしく子育て」のページで紹介するなど、祖

父母手帳の内容に限らず、広く子育てについて周知することを進めてまいりたいと考えております。

豊かな人生経験を持つシニア世代に活躍していただき、若い世代には子育て支援を、シニアにはやりがいや充実感をもたらす理想的な相互関係が図られるよう、子育てを支える多くの関係者と連携を図りながら子育て支援を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　それでは、１項目めの美幌公営住宅の入居時の連帯保証人の人数について再質問をさせていただきます。

公営住宅申し込みの担当の方も御存じのように、入居者が連帯保証人を２人確保するのに本当に苦労されている様子を見て、道営住宅は連帯保証人が１人となっておりましたので、美幌町も連帯保証人が１人という条例改正はできないのかという思いで、ほかの市町村の連帯保証人の人数はどのようになっているのかを調べてみました。その結果、北見・網走・紋別・遠軽・斜里・津別など、オホーツク管内２１市町村中１８市町村が条例で連帯保証人は１人となっておりました。

そこで、お伺いたします。

美幌は２人の連帯保証人が必要な地域性を持っているのであれば、お聞かせください。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　中嶋議員の質問にお答えいたします。

今お話がありましたとおり、管内の連帯保証人の人数でございますが、私どもの調べによりますと、管内１８市町村がございまして、そのうち、２名の連帯保証人を定めているのは５つの町でございます。それから、１人というところが１３市町村でございます。

ということで、美幌町は２人を定めておりまして、美幌町は２人の連帯保証人を定めてもらわなければだめな状況なのかということでございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、連帯保証人という役割は、入居者を日常的に支援するという立場もございます。そういう意味で、私どもは決して金銭的な補償だけでなくて、日常的なかかわりを持っていただくことも含めて２人を継続しているところでございます。

この辺について、どのように日常的につながりを持てるのかという検証は難しい部分がありますが、そういうようなつながりが持てている状況の中では、もう少し継続させていただきながら、地域の見守りだけではなくて、連帯保証人という中で身近な人の見守りを大事にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　余り込み入って意見を言いたくないので、今の点に関しては、行政の方の意見だということで受けとめたいと思います。私はそういう考えではないので、１人にしたいという思いでおります。

次に、２点目の質問をさせていただきます。

連帯保証人を２人確保するのに本当に苦慮されている現状は、行政も私もお互いに承知しておりましたが、現実に保証人をどうしても１人しかお願いできないということで、住みなれた美幌町から転居することにした方がいるそうです。このように、住宅困窮者の方は２人の連帯保証人確保ができず、困った末、連帯保証人１人の市町村を選択するしかなかったようであります。このように困っている方に手を差し伸べる

ことも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　公営住宅の役割の中に、収入の比較的低い方を対象としているという目的もあります。また、さまざまな面で民間の住宅になかなか手が届かないという方も含めて、そういう役割もございます。今、中嶋議員が言われたようなことは、私たちは承知していない部分もあるのですが、一般的な問題としては、保証人を探すというのが大変な状況だということも理解しているところでございます。今後、保証人の関係について、私どももももう少し勉強しなければならない部分はあると思いますので、そういうようなお話にも真摯に耳を傾けていきたいと思っております。

この場所で方向性の話までできないですが、先ほど申し上げましたとおり、保証人という一つの重要な役割を担っていただいている部分がございますので、その辺を勘案していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　ぜひ困った方には手を差し伸べていただきたいと思います。

３点目の質問をさせていただきます。

また、このような条例が制定されている市町村もあります。それは「町長が、特別の事情があると認める方に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」また、道営住宅は「高齢であることなどにより連帯保証人の確保が困難であると認められる方は、連帯保証人免除申請もできる」とあります。本町は、このような免除申請などの条例制定についてはどのようにお考えか、お伺いたします。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　ただいま中嶋議員がお話ししたとおり、免除規定を持っている市町村がございます。どうしても保証人が立てられない場合、町長において特に認めた場合ということで、そういう形で申請をしていただきながら免除規定を生かしている市町村もございます。そのようなことも含めて、他の市町村の状況も研究をさせてもらいたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　研究を進めていただきまして、本当に困っている方をお助けできる行政運営を一歩進めていただきたいと願い、この質問は終了させていただきます。

次に、２項目めの祖父母手帳の発行について再質問させていただきます。

祖父母手帳を作成したさいたま市には、祖父母手帳のことに対して全国から問い合わせが寄せられているそうであります。

また、本年１月から１万部を作成し、希望者に配付しておりますが、既に在庫不足になり、３月中旬までに増刷を行うそうであります。

また、市のホームページからは、誰でも印刷し利用できるようになっております。私も、どのような冊子なのか見てみました。

その内容は、特に私を含めたおばあちゃんが知りたい情報が詰まっておりました。その内容の一部を紹介させていただきたいと思います。

親世代とのおつき合いのコツということで、私たち祖父母が親世代とのおつき合いということで「まあ、いいか」の気持ちを持つのがコツだという６０歳の方の声であります。また、親世代を信頼して自分の考えを押しつけない、これも６０代の方であります。何かするときには親に聞いてから行動する。本当にこの三つの言葉は、私にとってもすごい含蓄のある言葉だと思っております。

あと、今と昔と変わったということの紹介ですけれども、抱くと抱きぐせがつくと言われていたが、今はそうではなく、抱くことで人への信頼感が育つ、心の成長に大切である、だから、抱きぐせは全然気にしなくてもよいということも載っております。

また、虫歯の予防ということで、離乳食を大人がかみ砕いた食べ物を子供に与える、また、はしやスプーンを共有する。私の主人なのですけれども、孫が飴を食べたいと、そのあめが大きいということで、口の中に入れて歯で砕いて食べさせようとしたときがあります。それは私が注意したのですけれども、虫歯菌がうつり、子供のむし歯につながっていくということも載っております。

また、おむつも早目に外したほうがいいというのは昔の考え方です。私もそうでした。２歳になったら、子供もわかるので、おむつを外さなくてはいけないものという思いで、３人の子供は２歳で外しました。でも、今はそうではないのです。大人の都合ではなく、子供の体調や発育を見ながら、のんびり進めると。そういういろいろなことが載っておりまして、本当に昔とは変わったことが多々載っている手帳だと私も感心しました。この冊子を見ることによって、祖父母側として、昔と変わった子育てを理解することができるようになっておりました。

また、お嫁さんにとっても、今と昔の子育て方法などが変わった孫育てを、お姑さんにこの冊子の手帳を通して理解してもらうことができるなと思いました。やはり、自分の口で直接言うということは、だんだん亀裂のもとになっていくものであります。これは私の経験からでもありますが、まさしく、祖父母手帳の一つの利点は、世代間の常識の違いをお互いに理解できるものであり、コミュニケーションを円滑にしてくれると感じました。

また、私は、若いお母さんにこの冊子を見てもらいました。そうしたら、「いいですね」という言葉が返ってきました。この言葉は、祖父母には子育ての新常識を理解してほしいとの思いと感じましたが、行政の方はどのように思われるのか、お伺いいたします。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議員がおっしゃるとおり、私もインターネットから印刷をさせていただきまして、中身を見させていただきました。大変いい中身だというように考えております。

現状におきましても、美幌町では、町広報であるとか「びほろ子育てガイドブック」をつくっております。その中でいろいろなお知らせをしておりますので、今度、その中に盛り込んでいきたいなと考えております。

ただ、子育てにつきましては、やはり、保護者、祖父母が個々の家庭それぞれに応じて話し合いの中で子育てをしていくことが一番いいことだと私どもは思っております。そしてまた、地域の皆さんがそこに参加できれば一番いい子育てができるのではないかと思っております。ぜひ、私どもが発行しているものもごらんになっていただければと思っております。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　私も「びほろ子育てガイドブック」は何回か目を通しております。また、今回も再度目を通してみました。そうしたら、目次は、子どもの発達から始まり、支援と行政サービス、子どもの病気、子育て施設紹介、絵本を楽しもう、ぽかぽか子育てカレンダー、ママの手作りおやつ、ごみ分別について、美幌タウンマップ、公園マップ、お父さんの育児８か条、子どもの権利条約、子育電話帳が掲載されておりました。親にとってはなくてはならない冊子だと私は考えております。

そして、今お話にありましたが、ガイドブックを新しく更新するということで、そのときに孫育て新常識を掲載してくれるというように私は受けとめたのですが、この配付の方法だと思うのですけれども、先ほど、若いお母さんにこの冊子を見せて感想を聞いたら、「いいですね」の後に、「どのように渡すんですか」という言葉が返ってまいりました。ガイドブックが新しく改訂版になったときには、どのような配付の仕方を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　特に全戸配付ということは考えておりませんけれども、広報等でお知らせして、希望の方にお渡しするような形にしたいと考えております。また、子育て支援センターがございますので、そちらのほうに来た方について御案内申し上げるという形にしたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　それと同時に、美幌町は基本的に新生児全戸訪問をやっておりますが、その際に、これは母方だけに差し上げるのではなくて、祖父母のいる方には聞いていただいて２冊差し上げていただきたいと思います。親と祖父母が一緒に見るということはなかなか難しい面もありますので、ぜひ２冊配付していただけたらと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　現在も、各種健診のときにはお渡ししておりますので、希望があればお渡しするような形にしたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　祖父母の手に渡るようにお願いしたいと思います。

次に、３点目の質問に入ります。

今回、日赤看護大学石崎教授のお話が再び広報に出まして、私も読ませていただきました。そのお話の中に、昔は地域で子供を育てていた風潮があり、温故知新ということで、古いものを求めて新しい事柄を知る意味だそうですが、それが今必要だと思います。そのためには、地域のお年寄り、子供が集まるコミュニティが必要と言われております。

さいたま市も、祖父母手帳の中に、祖父母のメリットの一つとして、孫育てを通して地域の住民との交流がふえるとあります。さいたま市の支援政策課の課長補佐のお話にも、自分の孫が大きくなったら、次に地域の子育ての担い手になってもらい、社会全体で子供を育てていく意識づくりを進めていきたいと言われております。

この祖父母手帳発行の一つの思いは、日赤看護大学石崎教授の地域のおじちゃんやおばちゃんの役割は大切との考えと同じ方向性を目指していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　まず、議員がおっしゃるとおり、家庭での子育てサポートのあり方はそれぞれの家庭ごとに違いますので、どこまでできるかを話し合って子育てをしていただくことが一番理想ではないかと思っております。そして、地域のさまざまな人々が協力できる、これが理想の形と思っております。

私どもも、さまざまな情報発信をして、そのような町になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　１２番中嶋すみ江さん。

○１２番（中嶋すみ江君）　シニア世代のほうは行政でぜひいろいろ検討して、よろしくお願いいたします。

その中で、その家庭、家庭で話し合って決めるというのは、本当にそのとおりだと

思います。しかし、嫁、姑という関係になりますと、なかなか難しい点もあります。それを何でカバーするのか、そんな思いでおりましたら、ちょうど祖父母手帳をさいたま市が全国で初めて発行しました。本当にすばらしいものなので、私たち美幌町としてもひとつ研究していただいて、コミュニケーションある家庭をつくっていただくための一つとして、ぜひ皆様もよいものをつくっていただきたいと思います。少し厚くなるのではないかと思いましたけれども、ガイドブックに掲載していただければ本当にありがたいと思います。ぜひ、前に一歩も二歩も進めていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（大原　昇君）　以上で、１２番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１０時４５分といたします。

午前１０時３３分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）〔登壇〕　私は、福祉行政と教育行政の３点について通告してございますので、説明をしながら質問させていただきます。

まず１点目ですが、障害者差別解消法について。

ことし４月には障害者差別解消法が施行となり、学校教育・社会教育を初め、社会のあらゆる分野に法律の効力が及ぶこととなります。この法律に基づいて、国と自治体には差別解消の取り組みが義務づけられました。障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とした差別に関する相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止または解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図ることとされています。

相談窓口を設ける必要がありますが、考え方をお示しいただきたい。

また、学校教育で言えば、障害があることだけを理由に入学を拒むことは不当な差別とされます。障害のある児童・生徒の受け入れをめぐり、学校施設のバリアフリー化、教育分野での対応が６割とも言われ、相談体制の整備が必要とされています。今後の考え方についてお示しいただきたいと思います。

２点目の子供の発達障害の早期発見と対応策についてでございます。

発達障害については、十分認識されていると思いますが、脳機能の先天的な障害が原因とされ、人の気持ちを読み取りにくく、意思疎通が苦手な自閉症などの広汎性発達障害、落ちつきがない注意欠陥・多動性障害、読み書きに問題を抱える学習障害などがあります。言葉を促すトレーニングなど、特性に合ったさまざまな治療を受けることで、学校生活や社会に適応しやすくなります。

美幌町は、３歳児健診の後は小学校入学半年前の健診が行われていますが、なるべく早く見つけることで、症状に応じた支援や保護者の不安解消につながると考えますが、５歳児健診の必要性についての考え方をお示しいただきたい。

次に、学校教育の質問の１点目ですが、ストレスチェック制度の義務化についてです。

２０１５年１２月１日より、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ目的で職場でのストレスチェックが義務化されました。

近年、経済環境が大きく変化し、仕事において求められる要求水準が高くなる中で、仕事の量がふえ、質よりも困難になる傾向があります。

厚生労働省の調査で、２００８年で鬱病の患者が初めて１００万人を超えました。

この鬱病患者数は増加傾向にあると言われ、大きな問題となっています。

鬱病になる最大の原因はストレスです。そして、そのストレスの多く発生するのが職場です。職場でのストレスチェックを行うことで、鬱病を初めとするメンタルヘルス不調を未然に防ごうというのがストレスチェック制度の目的です。

ストレスチェック制度には問題点はありますが、学校教育は児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、心身ともに健康を維持して教育に携わることができるように期待をするものです。

今後、ストレスチェック制度の義務化についての考え方を示しいただきたい。

以上、第１回目の質問を終わります。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　坂田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、福祉行政について。

障害者差別解消法についてでありますが、教育行政については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

近年、障害者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、平成１８年に国連において障害者の人権及び基本的自由の享受を確保すること、並びに、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約が採択されました。

そこで、我が国においては、平成１９年に権利条約に署名し、以来、国内法制度整備の一環として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成２５年６月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法を制定し、本年４月１日より施行されることとなりました。

お尋ねの、相談窓口を設ける必要性の考え方でありますが、本町における相談窓口は、これまでも保健福祉グループ内に障害福祉担当者を、美幌町地域包括支援センターには相談支援専門員を２名配置し、障害福祉全般にわたる相談業務を担っている状況にあります。

また、従来より法律に定められた身体及び知的に係る障害者相談員を１名ずつ委嘱した中で、地域における障害者からの相談窓口として活動されているところであります。

あわせて、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることとしており、本町におきましては、美幌町障害者自立支援協議会がその役割を担うこととしたところであります。

このように、本町におきましては、障害者差別解消法の設置目的である、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある方もない方もともに生きる社会をつくるため、引き続き障害福祉政策を進めてまいりますので、御理解を賜ります。

続いて、学校教育におきましては、教育基本法第４条第２項や障害者基本法第１６条第１項の規定により、従来から障害のある子供への支援のため、個々の障害の状況や一人一人の教育的なニーズに応じた特別支援教育の推進として、障害の状況に応じた学級編制や施設・備品の整備を初め、介助員の配置、個別の教育支援計画の作成などを行い、少人数の学級の特性を生かしながら、個々の児童・生徒の障害の状況などに応じ、効果的な個別の指導を通じて特別支援教育の充実に努めております。

あわせて、幼児教育段階から小学校入学時点において、幼児及び児童の障害の状況を把握し、適切な支援を行うことが重要で

あることから、教員委員会・民生部・私立幼稚園や認定こども園・保育園・医療機関などが連携を図りながら適切な就学相談を実施し、円滑な就学に向けた対応を行っております。

なお、学校においては、引き続き、特別支援コーディネーターを中心に、特別支援教育に関する校内委員会による全校的な支援体制を確立し、障害のある、または、その可能性があり、特別な支援を必要としている児童・生徒の支援方策の検討や相談体制を充実してまいります。

次に、子供の発達障害の早期発見と対応策についてでありますが、美幌町においては、幼児期前半では気づきが難しいとされる軽度の発達障害を早期に発見し、療育が開始できるよう支援すること及び子供にとって適切な就学ができることを目的として、管内に先駆けて平成２０年度から５歳児相談を実施しております。

内容としては、主に４歳から５歳の年中児を対象に、全ての保護者に個別通知を行い、子供の行動や生活において、かんしゃくを起こしやすい、こだわりが強い、落ちつきがないなどの困りごとや気になっていることについて問診を実施し、発達課題を保護者にも確認いただきながら、保護者の悩みに対応した相談を行っております。

相談を希望する保護者については、その家庭を保健師が訪問して状況を確認した後、対象児の集団における状況確認のため、療育病院の作業療法士と保健師により幼稚園・保育園などを訪問し、子供一人一人の発達状態を細かく把握した上で、作業療法士などによる個別相談を実施しております。

さらに、相談終了後には、作業療法士から、子供が所属する幼稚園の教諭、保育園などの保育士や保健師に、子供の特徴や園での対応方法などの説明を行い、支援の方向性について関係者全員で確認し、子供や家族への支援方法の検討を行っております。

また、就学前には、子ども発達支援センターなどにつながった経過や子供の集団生活の様子などの情報を共有し、就学に向けて支援の方向性を再確認しております。

５歳児相談の最大の目標は、保護者が子供の発達障害に気づき、理解することであり、保護者の受け入れがよい場合には、子ども発達支援センターなどにつなげることが可能ですが、気づいてない場合や納得していない状況も少なからずあり、理解に至るまで時間をかけて、保護者の気持ちに寄り添いながら、次につながる支援を継続することも重要と考えております。

就学までの一、二年間で幼稚園や保育園、保育所での丁寧な指導や、子ども発達支援センターや美幌療育病院などで療育を受けることにより、子供に成長が見られるケースも多くあり、さらには、５歳児相談での指導を通じて、保護者が子供を理解し、余裕を持って適切な就学先を選択できることにもつながっております。

このほかにも、美幌町では、１歳６カ月児健診、３歳児健診、乳幼児相談などにおいて、保健師が子供の発達状態を確認するとともに、１歳６カ月児健診においては、平成２４年度より、自閉症や広汎性発達障害のスクリーニングとしてのＭ－ＣＨＡＴ（エムチャット）の実施、１歳６カ月健診で発達におくれのある未就園児や養育支援が必要な保護者を対象に、保護者が子供の発達の特徴を理解し、適切なかかわり方を学ぶことで安心して育児ができることを目的とした発達支援教室の開催、北海道が実施する北見児童相談所移動総合相談や、北海道立特別支援教育センターが実施する巡回教育相談のほか、子ども発達支援センター、幼児ことばの教室、子育て支援センターなど、さまざまな関係機関が随時相談を受けております。

これらの事業が目指すものは、単に障害の有無を見つけることではなく、子供の発

達上のつまずきを早期に発見し、子供や保護者への支援を開始し、継続して支援することで、不登校やいじめ、引きこもりなどの二次障害を引き起こすことなく、子供が自己肯定感を持ち、その子なりの個性・能力を発揮し、楽しい学校生活を送ること、また、将来は幸福で豊かな社会生活を送ることにあります。

今後も、関係機関と連携を図りながら、継続する支援体制づくりの推進に尽力してまいります。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕　坂田議員の御質問に答弁いたします。

ストレスチェック制度の義務化についてでありますが、教育委員会では、これまでも学校職員に対するメンタルヘルス研修等への参加促進や道教委による道立学校職員等のメンタルヘルス計画を周知するなど、各学校に職場改善を促すとともに、学校職員の心の健康の保持・増進に努めてきているところです。

今回のストレスチェック制度につきましては、労働安全衛生法の改正により、労働者が５０人以上いる事業所では、平成２７年１２月から、毎年１回実施することが義務づけられたものであり、道教委においては、高校などの道立学校の職員を対象として、平成２８年度から毎年度、厚生労働省が作成した職業性ストレス簡易調査票により実施することとしており、高ストレスと判断された職員については、その職員の申し出により医師の面接指導を行うとともに、学校ごとに調査票を通知し、管理職や同僚からの支援体制の充実を図るなど、職場環境の改善に向けた取り組みを促すこととされております。

教育委員会といたしましても、学校職員のメンタルヘルスの未然防止と心の健康の保持・増進、職場環境の改善等は、子供たちの教育環境の充実に直結するものであり、重要な取り組みであると考えますので、道教委の実施状況や町職員の実施体制を参考にしながら、ストレスチェック制度の実施に向けて検討してまいります。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　答弁いただきましたので、２回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、障害者差別解消法について再度質問させていただきますが、日本でも、障害のない人と一緒に勉強したり、働いたり、文化活動に参加するといった社会参加が大分進んでまいりました。しかし、まだ障害者の社会参加を防ぐ障壁、バリアがあり、障害者や家族、関係者がやめてしまう場合がまだまだあります。

千葉県を初め、北海道・岩手県・熊本県・さいたま市・八王子市・長野県などでは、障害者の権利に関する条例ができており、障害を理由にした差別は禁止されております。誰もが差別はいけないことと思っていますけれども、残念ながら、差別と思われることは現実にはたくさん起きています。そして、その多くがきちんと解決されずに、結果的には障害のない人との平等な機会などが奪われているのが現状ではないでしょうか。

差別解消法については、３月の広報誌にも掲載されておりますけれども、これだけでは不十分ではないかと思います。関心のある方はきっと目を通していると思うのですけれども、なかなか見づらい状況ではないかと思っています。

町として、今までも障害者に対しての取り組みをしっかりされているということは十分理解しております。この法律が２８年４月から施行になりますので、やはり、もっと広く知っていただく方法を考えたほう

がいいのではないでしょうか。情報が足りないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議員がおっしゃるとおり、障害者のさまざまな支援については、障害者総合支援法ができたときから、不十分かもしれませんけれども、一歩一歩進めているということでございます。

障害者支援計画をつくった中でもアンケートをとっております。そのアンケートの中でも、やはり不当な差別的な取り扱いなのか、それとも、施設など物理的なことで難しい問題もございますが、例えば物理的というのは、段差の解消であったり、エレベーターがなかったり、コンビニに行くときに車椅子で入れないとか、アンケートの中でもそういうような不自由さを述べている方もおられます。やはり、障害があってもなくても、全ての人が不自由なくそういうところに出入りできるということが一番の目標であると思っています。特に、民間事業者にも御理解をいただきながら、いろいろと物理的なものを含めて、私どもも取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　町の施策としては、多分、いろいろなところに気を配っていただいて、解消に向かってはいると思います。例えば、バリアフリーの段差を解消したり、トイレも車椅子で利用したりすることができているという状況はよく理解しています。ただ、町の中には、行政だけでなく、一般企業もたくさんあって、そこを利用したい人たちもいるのですが、現実には、障害を持っていても利用したいというところで、なかなか難しいことがたくさんあると思うのです。やはり、企業の人たちにも協力をしていただくために、行政側が働きかけをしていかなければ、なかなか解消していかないというように思っています。一遍に全部やってほしいとは思いませんけれども、やはり、効果が出る方法で取り組んでいただきたいと思っています。

今、年齢的に比較的若く見える人たちも、買い物に行ったりするときも車椅子を利用したり、都会でよく見かけるのですが、バスの乗りおりも車椅子で乗りおりしたりしているのをよく見かけます。美幌もせっかくワンコインバスが走っているのですけれども、そのワンコインバスもまだバリアフリーになっていないところがあって、できれば車椅子で買い物できるようになると、もっと町民の人たちは安心して買い物にも行ける状況がつくれるのかと思いますので、そこら辺のことも考えていただいて、取り組んでいただきたいというか、やはり行政側から働きかけをしていただきたい。

というのは、経費は多分向こう持ちになると思いますので、町としてどの程度の補助ができるのか、そこら辺のことまで詰めていくのが仕事ではないかと思います。そこら辺のことも含めて今後取り組んでいただければと思いますので、考えていただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　御指摘のように、さまざまな取り組みをしなければ、ともに生きる社会をつくるということはなかなか難しいと思いますので、総合的に全部を押し上げていくということをしっかり考えながら取り組んでいきたいと思っております。

ハンディキャップを持っている方も持っていない人も、ともにこの社会で生きていくということが、なぜこのように差別があったりして難しいかというと、やはり、ハンディキャップのない人たちの心の奥底に問題があるのだろうと思っております。そこに訴えかけるような取り組みもしっかりしていかなければ、その心の奥底にある気

持ちからハンディを持っておられる方に対する行動としてあらわれるのだろうと思っておりますので、そういった取り組みもしていかなければいけないと思います。また、法律をつくる、あるいは条例をつくるということも極めて重要でありますし、ハンディキャップを持っている方が社会生活する上でのバリアフリー化もしっかりしなければいけないと思っております。

今、御質問の中にワンコインバスの話もありまして、全部を一遍にというのはなかなか難しいのですけれども、美幌町で言えば、オストメイト対応の取り組みもしっかりしておりますし、牛歩の歩みと御指摘されればそのとおりかもしれませんが、徐々にであっても、しっかりと歩みだけはとめないように今後も続けてまいりたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今、町長がおっしゃられたように、全てをすぐに解決できる問題ではないと思いますが、障害を持たれた町民の方にとって、一つでも解消できるものがあるとすれば、やはり美幌の街に住んでいてよかったと実感していただけるものが生まれてくるだろうと思いますので、そこら辺のことを考えていただければと思います。

条例とか規約とかいろいろつくったとしても、それが現実に生かされないと何にもならないという思いを持っておりますので、できれば本当に障害者の人が実感できるものをきちっと取り組んでいただきたいと思います。

教育長にお尋ねしたいのですが、学校教育において、個々の障害の状況や一人一人の教育的なニーズに応じた特別支援教育に関しては、早くから取り組まれているので十分理解しています。介助員をつけたり支援員を配置したりという意味は十分理解していますが、この法律ができたばかりに、先ほども申しましたけれども、学校施設のバリアフリー化とか、特別支援員の教育の研修などを充実させてほしいとか、それから、例えば、修学旅行時の支援員の随行とか同行という問題も今後出てくるのではないかと思いますので、そこら辺のことも少し気にしながら、どんな解決方法があるのかという意味では検討していただけたらいいのではないかと思います。

特に、全体的な障害については保健福祉グループで対応できるのですが、例えば、今のように学校に関するものであれば、民生グループの相談窓口ではいかがなものかと思います。それに関しては、やはり教育関係の窓口も今後必要になってくるのではないかと想像いたしますので、そこら辺のことも今後検討する余地があるのではないかと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今回、法律の関係で、国も特に文部科学省所管事業分野における対応の仕方ということで、教育に関していろいろな指針等も示しております。その中で、議員御質問の学校教育とか社会教育等において云々という話を先ほどしていただいた中で、当然、学校分野における対応の仕方もきちんと示されております。

そういうことも踏まえて、今まで美幌町としてみれば、民生部も含めて私どもも連携をとりながらきちんと対応させていただいていますし、特別支援の教育に対しても可能な限り努力しているつもりでありますけれども、今、議員から御意見をいただいた相談業務についても、民生ということではなくて、きちんと教育委員会、実際には学校教育の担当のほうで今も相談も受けていますし、より充実するように、いろいろなことを学びながら、きちんと対応できるよう努力していきたいというふうに考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さ

ん。

○９番（坂田美栄子君）　やはり、教育に関しても、これからどのような姿勢が必要なのかという意味ではいろいろ出てくるのだろうと思いますので、出てきた問題に対しては合理的な配慮ということが今度は求められていくだろうと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいという思いを述べて、この質問は終わります。

次の質問に入ります。

次は、発達障害の早期発見の対応策についてですが、先ほど町長から答弁をいただきましたように、具体的な取り組み内容については私も理解しているところですが、美幌町としては本当によく取り組んでいるというように感じています。ただ、出生率の低下にもかかわらず、子供の発達障害は全国的に増加傾向にあるということが非常に残念なことだと思っています。

道内でも、発達障害を早期発見ということで、必要な支援対策、必要な環境をつくれば子供の才能を十分生かした教育ができるという思いで早期発見の重要性を訴えているところでございます。

そのために、５歳児健診が必要ではないかという思いで今回は質問させていただいたのですけれども、美幌町の取り組みとしては、５歳児健診ではなくて、５歳児相談ということで平成２０年度から取り組まれておりますので、成果は上げられているのかと感じているところでございます。ただ、集団健診のよさもあります。

いずれにしても、早期発見につながるということであれば、どちらがいいのか、最大の効果を生む方法を考えて取り組んでいくことが必要なのかと思っています。

この時期に適切な支援が受けられないと、就学後の学習面や生活面にさまざまな困難を抱えることが多くなりますので、情緒不安や適応行動の二次障害が起きてしまうこともございます。この問題に不安や悩みを抱えているのが保護者でございますので、少しでも不安を取り除いて、安心した子育てができる対策が必要と考えています。

新聞等で私も見せていただきましたけれども、北見市では３年前から５歳児健診を実施しているということですけれども、６％前後しか受診率がないという意味では、相当低い実施率だと感じています。道としても、今、発達障害を持って生まれてくる子供たちが増加している状況があるので、ぜひ各自治体でさまざまな取り組みをしてほしいという思いでつながっていると思っていますので、そこら辺のところを、どちらがいいのか、どちらが親としては安心して受けられるかということを検討した上で取り組んでいただきたいと思います。私は５歳児健診と言いましたけれども、そこのところは、親にとって、子供にとって、どちらの方法がいいのかということも含めて検討していただければと思います。

今、町長から答弁をいただいたように、見つけるだけではなくて、さまざまな団体との連携をつくりながら、今、保育園・幼稚園で訓練をしながら経過を見ているということでございますので、そういった意味では、今後、もう少し力を入れて、解消できるところまではいきませんが、いい支援体制を確立していただきたいと思っておりますが、それに対する御答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　昔といいますか、私の時代には発達障害という言葉はございませんでした。今はそういうことが対応できるようになった、わかるようになったということでございます。

発達障害が早期に発見できる体制というのは、私どもの５歳児相談の中で整っていると考えております。

保護者、特に親にとっては、自分の子供に障害という言葉が当てはまるということに対しては相当のショック、抵抗感がござ

います。やはり、発達の課題については、保護者の方々に理解してもらうということが一番重要でございます。私どもは丁寧に説明をした中でも、やはり一方的と捉えられて御理解いただけない場合もございます。でも、私どもは、時間をかけて、関係機関と連携しながら、子供さんにとって最もよい方法を探しながら今後も対応したい、そしてまた、保護者にも提案をしながら丁寧に進めていきたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　発達障害については、本当は事前に防げる方法があると一番いいのですが、今のところ解明されていないということですので、やはり早期に発見して早期対応ということしかないと思いますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。

次に、ストレスチェックについて再度質問をさせていただきます。

ストレスチェック制度の義務化について質問させていただきます。

ストレスは、大多数の教職員はほとんど自分なりの解消ができていますが、解消できていない割合も教職員全体で約１３％、その中には、鬱病に関しての知識が少なく、生活に支障が出ないと本人も周りも気づかない状況があります。休職する職員の３分の２が、病気休職の直前になるまで受診していないのが現状にあります。

学校においては、教職員が心身ともに健康を保持し、教育活動に専念するための基盤である労働安全衛生管理が必ずしも十分に実施されていない状況ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

基盤となる体制の整備を図ることはもちろんですが、実効性のある取り組みにつなげていくことが急務ではないかと考えています。このことについて、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　ストレスの対応ということについて、私もいろいろ勉強させていただきました。教職員のメンタルヘルスについては、国の資料等を見せていただくと、この１０年の中で精神疾患になる方が２倍にふえております。今、坂田議員からデータ的な話をいただきました。そして、実効性のあるという中で具体的にどういうことかというお尋ねでありますけれども、今質問があった内容も含めて、一歩一歩進めて、少しでも先生方の負担を軽減する方策を進めていかなければならないと思っていますけれども、これが有効だとか、具体的にこれこれと答弁するだけのアイデアというか知恵は持っておりません。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　健康診断時にストレスチェックを行うとか、問題を抱える対象者に精神科医、事業場ごとに選任された医師が面談を行い、個人情報保護を配慮した上でストレスチェックを活用するとともに、保健師・臨床心理士などを活用した相談体制を整えることなどが挙げられると思います。十分な事後的措置を用意することも考える必要があるのではないかと思います。

特に、校内のメンタルヘルスを行うキーパーソンである校長自身の精神的負担も大きいことから、例えばですが、教育委員会が校長に対して、必要に応じて、ＬＩＮＥなどを使ってでもケアを行うことが支援することにつながるのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今のお話でいろいろ教えていただいた部分については、今回、ストレスチェック制度が義務化になりました。その中でいけば、人数という一つの縛りがあって、５０人を超えるところは

義務化という話であります。今回、答弁書を書かせていただいて、内部でもいろいろ協議した中においては、この実施に向けて検討したいという部分を書かせていただきましたけれども、私としては、それを実施していきたいと。

学校という事業体から見れば、一番小さい学校は事務生も入れて大体２０人ちょっとぐらいです。それから、一番多い美小では４０人ぐらいです。ただ、美幌町と見た場合、全体で１４０人前後なのです。それは、町としての組織として見るべきだと私は判断しております。

そういった中でいけば、それぞれの学校ということではなくて、当然、先生方は美幌町の職員として、一緒に健康管理をしていかなければいけない部分においては、教育委員会としても、それぞれの先生方に対して、このような制度をきちんと当てはめていきたいと思いますし、今、坂田議員がおっしゃられた点は、その制度に基づいてきちんとしていきたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今、教育長がおっしゃられたように、この制度は５０人以上の規模ということでありますけれども、教育にかかわるというところで一番ストレスを感じられるのは、この間の資料を見ると、やはり校長です。職員というのは、校長と同僚によってストレスを感じるということと、私が違うのかと思っていた父兄、子供指導についてはそれほどストレスは感じていないようです。一番感じられるのは、校長であったり同僚であったりということでありますので、やはり、きちんとした形で働いてほしいという思いと、これは、児童生徒に対する影響だけでなくて、教職員自身にとっても極めて重要な問題ではないかと思います。意欲的に取り組みとかやりがいを持って教育活動を行うことが最大の目的でありますので、私とすれば、やはり、ストレスチェック制度の義務化というところで、今後の取り組みに期待をしていきたいという思いで今回は質問させていただいておりますので、期待をしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　先生方は非常にストレスがたまるというお話をいただきました。たまたま私が調べた文科省の教職員のメンタルヘルスに関する調査のデータでは、先ほど議員は、上司・同僚に対するストレスが結構多いという認識を言われましたけれども、年齢とともに上司や同僚に対するストレスは高まってはいるのですが、やはり、ふだん接する子供たちに対する指導とか保護者対応に対して、今、先生方がかなり大変になってきているという具体的なデータにはなってきていると感じております。

ですから、職場環境は大事なことでありますけれども、生徒や保護者に対して先生方が余りストレスを持たないできちんと指導できるような体制を、学校長も含めた管理職と教育委員会もきちんと考えていきたいと思っております。

今回質問のあった制度の適用については、何とか実施するように進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　以上で、９番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１３時００分といたします。

午前１１時３７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）〔登壇〕　それで

は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。２点でございます。

河川整備について。

昨今の大雨による自然災害が急増している中、網走川・美幌川ほかの河川についての河川整備や治水対策の現状と今後の対応についてお考えをお示しください。

２点目は、東京電波美幌工場の再利用についてであります。

災害が少ないと言われる当町においても、昨年１０月の大雨台風には数多くの町民がその被害をこうむりました。美幌川においては、氾濫水域に達しようかという危機を味わい、近隣住民の多くが、恐怖と、またもや我が地域が被害に遭ったという悔しさでいっぱいだったことは言うに及びません。

さて、質問の河川整備についてでありますが、しゅんせつ、いわゆる河川などの水深を確保するため、水底をさらって堆積した土砂などを取り除くこととありますように、河川の堆積物がたまりにたまって水位を上げ、さらには、水流を弱らせてしまうことが大きな要因になっているのではないかと考えます。

網走川や美幌川などの河川整備や治水対策の現状と、今後の対応についてのお考えをお示しください。

二つ目、東京電波美幌工場再利用についてであります。

昨年閉鎖されました、東京電波美幌工場の再利用について、どのような検討が行われ現在に至っているのか、経緯をお示しください。

長年にわたり、多くの雇用と経済効果をもたらした東京電波美幌工場が昨年閉鎖されました。聞き及ぶところによると、現在、工場と土地を美幌町に無償で譲渡する旨の申し出がありましたが、庁舎内においての検討会では、現状での利用方法が見出せないので、先方の負担での解体で更地にして、寄附を受けるとする内容で推移していると一部新聞報道にありました。

工場の跡地利用を含めてどのような話し合いが持たれたのか、ほかの団体と協議を持ったのか、全くもって再利用の可能性がないのか等の経緯をお示しください。以上でございます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　〔登壇〕　稲垣議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、河川整備について。

昨今の大雨による自然災害が急増している中、網走川・美幌川ほかの河川についての河川整備や治水対策の現状と今後の対応についてでありますが、河川は、かんがい用水・飲料水・工業用水の供給源であると同時に、雨水の排水路となっており、また、洪水時には氾濫により、大きな災害をもたらすなど、国民の社会経済生活に極めて密接かつ重要な社会資本であります。

このことから、河川の区分に応じ、国・道・市町村が河川管理者となり、維持管理・整備が行われているところでありますが、本町においては、昨年１０月の大雨により床下浸水が発生するなど、その対策が防災上の大きな課題となっております。

御質問の網走川や美幌川の河川整備や治水対策の現状と今後の対応についてでありますが、河川管理者の責任において取り組まれていることから、町として個別の整備計画を御説明することはできませんが、各樋門への釜場の設置や大雨時の排水ポンプ車の配置などにおいて、支援をいただいているところであります。

町では、大雨時の浸水防止対策を防災上の最重要課題と位置づけており、町の取り組みにあわせて、河川管理者であります網走開発建設部北見河川事務所と引き続き協議を進めてまいります。

次に、美幌町が管理している普通河川の状況についてでありますが、河川数で５７河川、総延長で２７０．７キロメートルとなっております。その多くが山林の中を流

れていますが、耕作地を流れる河川については、河床に堆積した土砂や雑草が流れを阻害する原因となることから、しゅんせつや草刈りなどの管理を必要とする箇所があります。

町では、河川に隣接する地先の耕作者や地域の方との協力や連携を図りながら適切な維持管理に努めているところでありますので、御理解いただきますようお願いをいたしたいと思います。

次に、東京電波美幌工場再利用について。

昨年閉鎖された東京電波美幌工場の再利用について、どのような検討が行われ現在に至っているのか経緯をお示しくださいについてでありますが、東京電波美幌工場に関しましては、平成２７年５月に閉鎖に関する報道発表があり、同年９月に「美幌工場」の建物及び土地の譲渡に関する申し出があったところであります。

その後、同年１０月に関係部局職員らとともに、建物内部及び工場敷地の現地視察を行い、数回にわたり庁内において利活用の検討を行ったところでありますが、建物の規模の大きさや内部の構造上などから、建物の利活用については困難であるとの判断に至ったところであります。

また、建物の再利用に当たり、他の団体と協議を行った経緯はありませんが、先日、地元自治会より、建物の一部を残した上で、集会室としての利活用の検討について要請があり、東京電波にも伝えたところであります。

こうした状況を踏まえ、建物の再利用に関しましては、自治会集会室機能としての利活用については検討いたしますが、東京電波で進めている建物の解体スケジュールの関係上、時間的制約があることから、その他の用途としての再利用は難しいと判断しております。

いずれにいたしましても、東京電波美幌工場の跡地利用に関しましては、将来的に有益でかつ有効な利活用のあり方を見据え、総合的な観点から判断してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　まず、河川整備の関係で質問させていただきますが、私の今回の質問の思いは、とにかく昨年からの大雨等々による災害をいかに減らすか、防ぐか、そういう観点からこういう質問をさせていただいた経緯がございます。

もちろん、網走川・美幌川という一級河川は、管理者が美幌町ではないというのは私も重々承知でありますが、やはり、その流域にいる我々住民といたしましては、いろいろな不便といいますか、危険なものは一つでも多く排除したいというのが我々住民の思いであります。

特に、網走川に流入しております豊幌川とか栄森川の普通河川については、美幌町の管轄の範囲ということで言えば、平成１２年から１５年ごろでしたか、農地防災事業がございまして、そこに沈砂池をつくった経緯があると認識しておりますが、沈砂池の数は何カ所ぐらいありましたでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　ただいまの質問にお答えいたします。

沈砂池を設けておりますのは、町内普通河川で４河川、６カ所でございます。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　沈砂池の必要性というのは、堆積物を下流に流さないための施設と理解しておりますけれども、美幌町の地域防災計画に水防の中で記してありますが、常時監視と非常時監視と２点で、町ではいろいろと管理されているように記載

されておりますが、網走川・美幌川・魚無川につきましては、それぞれのグループで管理をされているというところです。ほかの普通河川につきましても、パトロールといいますか、危険箇所のチェックはどのような体制になっているのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　普通河川の大雨時の監視でございますが、先ほど御答弁させていただきましたとおり、普通河川の数は５７河川でございます。また、ここに記載のとおり、山林の中を流れているということで、主に防災上の監視対象となるのは畑地・耕作地を流れている普通河川、また、市街地に近い普通河川でございます。

その監視は、通常、道路から見える範囲は道路のパトロールで行いますが、畑の近くについては、その地先の方から御連絡をいただくということが多くなっておりまして、通常の監視体制としては、道路から近いところ、また、過去に被害履歴のある箇所、それらを重点的に確認することになっております。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　その地先にいらっしゃる方からの連絡を受けて回ると。であれば、通常はそういう方たちに協力をお願いして監視体制をしいていると理解してよろしいですね。

その沈砂池でございますが、自然のものですから、自然の天候の中で大小いろいろな堆積物がそれぞれ、時期が早まったり、ゆっくりとたまるものとかいろいろあると思うのですが、計画的にはその沈砂池のしゅんせつはどのようなサイクルでやるという計画はございますか。

○議長（大原　昇君）　施設管理主幹。

○施設管理主幹（小西　順君）　沈砂池ですが、現在、ＪＡびほろで育苗ポット用種苗土として毎年利用するということで、しゅんせつにつきましては、網走漁協との調整により、１１月末から１２月に実施しております。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　ＪＡびほろの育苗、それはしゅんせつ土を使う関係と理解します。あと、網走漁協からは、１１月から１２月だったらしゅんせつしても構わないということなのですね。

○議長（大原　昇君）　施設管理主幹。

○施設管理主幹（小西　順君）　サケの遡上が完了する時期に合わせてやってほしいということで調整しております。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　網走漁港はサケの遡上に関連して配慮してほしいということで、１１月から１２月の間であればしゅんせつは構わないということでありますね。

そうすると、沈砂池の６カ所でしたか、それらについては完成してからどれぐらいの頻度でやっていらっしゃいますか。

○議長（大原　昇君）　施設管理主幹。

○施設管理主幹（小西　順君）　平成２６年から今年度を含めまして２回実施しております。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　２回というのは、２カ所と理解すればよろしいですか。

○議長（大原　昇君）　施設管理主幹。

○施設管理主幹（小西　順君）　６カ所のうち５カ所実施しております。１カ所につきましては、ＪＡの土壌診断により使用ができないということで、６カ所のうち５カ所のしゅんせつを実施して、育苗のポットに再利用させていただいています。

毎年１回、育苗ポットの使用ということで、２，０００立米以上の利用をＪＡのほうでしたいということでありまして、その分の土量を確保するということで毎年１回

実施しております。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　私がこだわって聞いているしゅんせつの思いは、堆積物を減らすということで、多少の雨でも網走川・美幌川の水位をいかに上げないようにするか。もちろん、そういう目的で沈砂池をつくっていらっしゃると思うのですが、それに対して効果は十分に上がっているのか。

もちろん、水位が上がらないため堆積物をとるというしゅんせつ工事は、今、ポットを使うという２次目的があるのはわかるのですが、水位が余り上がらないようにするための施策としては功を奏しているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　沈砂池のしゅんせつについては、堆積を取り取り除くということもあります。

また、沈砂池のほかに、普通河川で畑地を流れている河川の土砂上げも含めて行いながら、沈砂池とあわせて普通河川の流れをよくする、要するに、土砂を一級河川に流さないような努力は定期的に行うということでございます。

また、その状況によって行うということで、場所によって間隔も違ってきておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　しゅんせつ工事がきちんと行われていることであって、本当に川の水位が上がらないようにしてほしいという思いと、どうしても水は上から下に流れ落ちるというのは物理的に仕方がないのですが、そのために、例えば水の流れを分散するとか、いろいろな施策は考えられないのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　ただいまの普通河川の分散となりますと、かなり難しい課題が出てきておりますので、現状の河川は、国営草地事業とか、農業サイドでの河川の流路の整備などがありまして、そういう中で対策が練られております。そういう形で有効な手段を考えて、それぞれ対策をとってきておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　先ほど、網走漁協から許可をもらってしゅんせつができているのだという話を聞いています。例えば、西網走漁協にもお話を聞いたことがあるのですが、ワカサギの産卵の問題などがあるので、なるべくならしゅんせつはしてほしくないといいますか、避けてほしいという旨の話もよく耳にするのですが、それについては問題なくやっているということでよろしいですか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　河川の維持管理と河川からの恵みということで、ワカサギとかいろいろな恵みもあります。そういう中で、影響のないところということで、渇水期の１１月、１２月の時期を特定して進めております。

やはり、さまざまな調整を踏みながら進めていくことで、影響をなるべく減らす努力をできるところまでやっていく形で進めております。今後もそのような形で続けていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　津別町は美幌の上流になりますが、津別町の対策として、網走漁協と水源涵養林の植林というのでしょうか、そういう対策をしつつ、下流のいろいろな被害を抑えるための施策をしているという話を聞いておりますけれども、津別町から下流である美幌町はそういう対策はされておりますか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　津別町で行っております取り組みに対しては、美幌町も一緒に参加しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　どのような方策、方法でかかわっているのか、教えてください。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　ただいまの植樹の件でありますが、場所は津別町の山林でやっておりますけれども、この植樹の取り組みは、網走川沿線の流域市町村として参加している状況であります。

その内容でありますが、いわゆる河畔林、河川の周辺にある山林に木を植えているという状況であります。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　やはり未来につながる部分でありますので、もう少しお話を聞きたいのですが、それは、年に１回、例えば誰がかかわっているのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　植樹時期は春先の年１回で、参加しているのは流域でありますので、津別町、美幌町、大空町、そして網走市、さらには網走開発建設部、あとは網走漁協、西網走漁協の職員、さらには、漁協の組合員等が参加して植樹活動を行っている状況であります。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　植林も含めて河川の整備・管理というのは、本当に目に見えない膨大な時間とお金がかかる事業と認識しております。

昨年からも町長のいろいろな御答弁の中で、防災に関する喫緊の課題という意識は、本当にずっと我々町民も含めて思っているところでございますので、この河川管理、一級河川も普通河川も等しく、住民の不安を取り除くための施策にもっともっと力を入れていただきたいとお願いをして、１番の質問は終わらせていただきます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　安心安全の中での暮らしもできるように、やはり、我が町は意外と水に弱いという面がありますので、河川整備についても、管理についても、しっかりと取り組みをしたいと思っております。

今、いろいろと答弁をさせていただきましたけれども、美幌町には網走川と美幌川があります。これをしゅんせつするということは、かなり大がかりな仕掛けになります。多分、下流から順次やってくるということになると、相当な事業費もかかるということで、網走開発建設部もなかなか踏み込めないという状況もあります。また、西網走漁協でいうと、シラウオの産卵地が黒瀬川樋門の下流にあるということで、なかなか難しいという話も聞いております。

そして、網走川・美幌川に流れるところに支流があって、その中で、先ほど農地防災のお話が出ましたけれども、これは、栄森川のお話だと思いますが、そのほかに、そこに沈砂池を持っている、あるいは鳥の沢で持っている、さらには普通河川でも持っているという中で、先ほど答弁させていただきましたけれども、普通河川の中でも耕作地の間を流れるところについては土砂上げということと、普通河川についても、我々としてはなるべくしゅんせつをやりたいという思いでおりますので、その辺の御理解はよろしくお願いしたいと思っています。

いずれにしろ、秋あるいは春の融雪時期、大雨時期については安心して暮らせるような抜本的な対策もとらなければいけないし、対処療法的な対策もとらないといけないということで、いずれにしろ、この２

本でしっかりとした取り組みをしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　続きまして、東京電波の工場跡地利用についての質問をさせていただきます。

まず、再質問の最初にお聞きしたいことは、新聞報道で我々は無償譲渡を受けるであろうという認識はずっとしているのですが、新聞等々でいろいろと話を読み解くと、町として譲渡を受けるという思いで今後も考えていくということで、改めてお聞きしますけれども、よろしいですか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　そのようなことでよろしいかと思います。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　ありがとうございます。

という前提のもとに改めて質問させていただきます。そういう意向を受けた後の経緯を答弁いただきましたが、あれだけの敷地面積ですから、確かに老朽化等々の話は聞いておりますし、いろいろ御検討いただいたというお話はここに回答をいただいておりますけれども、その跡地利用については、いろいろな可能性も秘めている場所なのではないかと私は思うところであります。譲渡を受けるということで、美幌町だけの判断で、もちろん向こうは美幌町に譲渡するという話が前提なのでしょうけれども、いろいろな可能性を秘めた広大な土地、建物でありますので、例えば、関連のいろいろな経済団体などへの相談とか、知恵をかりるといいますか、そういうものは内部的になかったのでしょうか。なかったという話なのですが、町だけで決めて今後も動いていくということで、それはほかと相談する時間がなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　寄附される東京電波側は、前提として更地にするということが基本であります。更地にした上で無償で、そして、跡地の用途制限についてはないということまで確認しておりますので、建物を残してということは考えておられないのだろうと思っております。そういう条件だということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　それは、東京電波さんの思いということで、町として、みどりの村のそばということもありますので、例えば、宿泊も絡めてスポーツ合宿所に使えないかとか、いろいろな福祉施設、サービス付高齢者住宅とか、デイサービスとか、認知症カフェとか、私もいろいろと可能性を探ったのですが、単に建物が古いだけということだけで、建物は全く要らないと。美幌町から要望すれば可能な話はまだ残っているのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　先ほどもお話ししましたけれども、基本は更地にしたいということでございます。

私どもも、職員を含めて何度かお邪魔して、中を見て何回か検討した結果、やはり、工場として使っていた施設でありますので、福祉施設であるとか宿泊施設には全く適さない建物だと。それは、大きく構造上の問題でいうと、パーテーションで区切っているという状況で、天井高もそんなに高くないという状況もありまして、なかなか使いにくい、工場以外の用途にはなかなか難しい状況だという一定の判断をさせていただきました。その上で、民間の方の御意見をいただいて何かに使うという方法も考えられないことはないと思いますけれども、民間の方を含めても多分同じような結

論が出るのだろうということで一定の判断をさせていただきました。また、壊すということが前提なものですから、余り時間もないということで、そういう判断をさせていただいたということでございます。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　その建物全部を一気に使うというより、分割とか、いろいろと生かせるものを生かすという判断はなかったのか、改めて質問でございます。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　ただいま町長からもお話がありましたように、いかんせん、建物の規模とか、内部の構造、さらに内部の空調等の配管がかなりありますので、そういった撤去等の兼ね合いもありまして、利活用については一部でも庁内では難しいという判断に至った状況であります。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　一番懸念するのは、更地にして土地だけいただけるのは、確かに可能性は秘めているかと思いますが、その反面、更地のままで荒れ放題というおそれも可能性として十分あるのかと思います。そういう疑念を払拭するためにも、何か構想などがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、直ちにこの場で、跡地をこういうふうに使いたいという町の具体的な希望をお示しすることはできないと思います。ただ、議会論議を通じて、これから予想される施設としては、議会の一般質問でもお２人から話がありましたように、多目的ドームという施設も含めて、一定規模の用地が必要だということになりますので、そういったことも視野に入れないといけないかという思いはしております。ただ、それも確定的な話ではありませんので、この場で具体的に何か決意をもってお示しするものは今のところはございません。

○議長（大原　昇君）　５番稲垣淳一さん。

○５番（稲垣淳一君）　この場でお示しするものはなかなかないという答えでございますが、美幌町に必要とされているもの、求められているもの等々、問題もたくさんあると思いますので、ぜひ早急に取りまとめていただいて、また、いろいろな機会で議論ができればと強く思う次第であります。

とにもかくにも、更地にしたからといって、とりあえずそれで終わりということではなく、本当に早急に新たな利活用の場として跡地を有効活用できるように強く強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　１回目の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、将来に有益でかつ有効な利活用を図れるように早急に検討してまいりたいと思っております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　以上で、５番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１３時４５分とします。

午後　１時３６分　休憩

午後　１時４５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）〔登壇〕　質問をさせていただきます。

平成２８年４月より第６期総合計画に基づく行政運営が始まろうとしているさなか、１０年後の美幌の人口は１万８，００

０人以下になると推計され、杞憂すべきことであり、行政においてもしっかり認識しておく必要と対応・対策を迫られていると思うところであります。

その一つとして、事務事業の見直しは必要不可決な作業であり、避けて通ることのできないものでありますので、一つ目、事務事業の見直しはいつ行ったか、その結果をどのように知らしめているか。二つ目、今現在の職員及び臨時職員等の配置実員数とその経費（給与及び物件費等）はいかほどか、お聞かせ願いたい。

人事評価について。

平成２６年３月に人事評価についてお聞きしていますが、再度質問させていただきます。

一つ目、分限の基礎となる人事評価の仕組みの検討は進んでいるのか。二つ目、絶対評価だけで職員の資質・能力等の向上は確認できるのか、職員間の相対評価も必要ではないかということをお聞かせ願いたいと思います。

三つ目、既存パークゴルフ場の交通安全確保についてであります。

長年にわたりパークゴルフ場の案件に対して土谷町長とは議論してきたところではありますが、昨年、町長は、新規のパークゴルフ場の建設から既存のパークゴルフ場の充実整備を目指すと方向転換されました。その後、整備内容の説明をお聞きしていますが、大正橋からの出入り口の交通安全の確保について十分とは思えないので、改めてただしてまいります。

一つ目、出入り口の整備をどのように考えているか、お聞かせ願いたい。

大きい４点目であります。

「美ほろ酔いナイト」等のイベント継続について。

一つ目、利用者の評価と参加店の反応を分析されましたか。二つ目、単費でも年数回実施してはいかがでしょうかと提案したいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

１回目を終わります。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　〔登壇〕　吉住議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、事務事業の見直しについて。

１点目の、事務事業の見直しはいつ行ったか、その結果をどのように知らしめているのかの御質問でありますが、本町では、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、ふだんから事務事業の見直しを行うとともに、行政改革大綱を策定し、行政改革を進める中でさまざまな事務事業の見直しに取り組んでいるところであります。

現在は、第３次行政改革大綱の基本理念に基づく、第５次行政改革実施計画において、四つの基本方針と１６の推進項目に従って、６７の取り組み項目を定めております。

ここでの取り組み結果については、毎年度終了後において、各種団体代表及び町民の皆様からの公募によって構成された、美幌町行政改革推進委員会に報告し、意見を聴取するとともに、議会への報告及び町ホームページに掲載し、広く公表しているところであります。

２点目の、今現在の職員及び臨時職員等の配置実員数とその経費の御質問でありますが、３月１日現在の職員配置実数については、教育長を含む正職員が２７６名、臨時・嘱託職員が１５６名、総勢で４３２名となっております。

経費については、給与・共済費等を含め、３０億５，５１９万４，０００円となっております。

次に、人事評価について。

１点目の、分限の基礎となる人事評価の仕組みの検討は進んでいるのかの御質問でありますが、人事評価の評価結果につきましては、人材育成や人事管理の基礎資料となるものでありますが、評価結果が最下位

であることをもって、直ちに処分を行うのではなく、当該職員に対し、注意・指導を繰り返し行うべきと考えております。

また、必要に応じて、担当業務の見直し、配置がえ、集中的な特別研修などを行うことによって、改善を図りたいと考えております。

人事評価の仕組みの検討につきましては、人事評価に関する職員アンケートを実施したほか、昨年１０月に設置しました人材育成推進委員会において、人事評価制度などの検討を行っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

２点目の、絶対評価だけで職員の資質・能力等の向上は確認できるのか、職員間の相対評価も必要ではないかとの御質問でありますが、人事評価を実施している多くの自治体では、評価結果の開示を受ける被評価者のやる気・動機づけの観点から、他者との比較よりも評価基準と照らした達成度合いをはかる絶対評価を基本としております。

本町においても、職員一人一人の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する趣旨から、能力評価・業績評価ともに、絶対評価による人事評価を行っており、相対評価を行う考えはありません。

また、職員の資質・能力の向上については、評価基準と照らした達成度合いにより確認できると考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、既存パークゴルフ場の交通安全確保について。

出入り口の整備をどのように考えているかについてでありますが、現在、網走川河畔公園パークゴルフ場の入り口は、大正橋から網走川堤防の河川管理用通路出入り口を利用させていただいているところであります。管理用通路は、日常の河川巡視のほか、洪水時の巡視・水防活動、地震発生後の河川工作物の点検などのために必要な施設として、一般的に堤防天端に設けられております。

一方では、河川が持つ機能として、水と緑、生物のにぎわい、風とにおいなどがある開けた空間として、人を健康にし、人の心を癒す空間でもあります。

また、子供・大人・高齢者・障害のある方が世代を超えて交流できる空間でもあります。そのような中、パークゴルフ場が良好な環境の中、また、交通安全にも配慮された中で有効に活用できるよう、河川敷地での条件を踏まえながら、河川管理者と十分に協議して利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、「美ほろ酔いナイト」等のイベント継続について、利用者の評価と参加店の反応を分析されたかについてでありますが、地域の活性化及び本町の飲食店を知ってもらう機会の創出などを目的に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、「美ほろ酔いナイト」など三つのイベントを本年２月に実施させていただきました。

１点目の、利用者の評価と参加店の反応の分析をされたかについてでありますが、アンケート調査及び聞き取り調査により現在分析中であります。現段階におきましては、利用された多くの方々や参加された店舗から高い評価を受けており、また、「行ったことのない店に行けた」「興味はあったけれども、行く機会がなかった店に足を運べた」など、今回のイベント目的に合致した意見が寄せられているところであります。一方で、改善点に関する意見も寄せられており、今後の課題として捉えているところでもあります。

２点目の、単費でも年数回実施してはいかがかについてでありますが、今イベントを実施するに当たり、イベントをきっかけに持続的・自主的な発展を目指すことを目

的の一つとしていたことから、今後の事業展開につきましては、店舗側や関係団体の自主性に期待しており、町としては後方支援が望ましいと考えているところでありますが、今後も店舗を含めた関係団体と連携を図りながら、事業内容の精査を行い、次年度以降の事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　お許しをいただきたいと思いますが、順番を入れかえて、大きい項目の４番目から再質問をさせていただきたいと思います。

「美ほろ酔いナイト」のことであります。本当に久方ぶりにまちの中に、若い人のすれ違う人の多さ、老若男女の多さを感じました。あるすれ違う若者が、多分、北見から来たのだろうと思うのですが、「おい、美幌というまちは街灯もついてないまちなんだな」と、すれ違いざまでしたけれども、そういう声を聞くのも、人が通行しているからだなと、そんな思いもさせられたところであります。

私がここで申し上げたいのは、せっかくきっかけをつくったわけですから、それを物にするためには、１回限りではなくて、答弁もありましたけれども、１回やった後はすぐに後方支援のほうに回りたいということではなくて、一定の間育て上げるという魅力も行政にあってもいいのではないかと思うところです。そういう意味で、今後も含めて研究してもらいたいなという趣旨で、この項目を挙げさせてもらったのが私の本音であります。

たまたま私のことも含めて申し上げますと、きっかけがなければ、まちの中で、名のとおり、ほろ酔いで歩くきっかけというのはなかなかありません。こういうきっかけを通して、一つは、にぎわいの担い手の一人として参加するのだという思いがあれば、私の妻にも説得できますし、仲間を連れ出すこともできる、こういう思いでいっぱいであります。これは私の気持ちですから、そういうことも手伝って、ただ、考え方ですけれども、担当者にもよく知っておいてもらいたいのですが、通りすがりの、大学生だったと思うのですが、「おい、地図はもらったけど、どっちの方向だ」と。暗いことも手伝ったのでしょう。そこで、はっと気がついたのです。ちょうど４月に選挙があったので、選挙事務所にはあんどんを掲げることができるのです。これは選挙そのものの話ではないですが、参加している店は、迷惑でなければ、イベントに参加しているよとあんどん一つ、昔ふうに言えば、赤ちょうちんです。赤ちょうちんという名前の店もあるのでしょうけれども、店名を書いたあんどんを一つ、店先に掲げることによって、行きやすくもなるだろうという思いが募ったのです。

そういう意味で、美幌には、夏場の歩きやすいとき、冬は冬のよさもあるかもしれませんし、春は春、夏は夏、秋は秋のよさがあると思うのです。お酒といったって、俗に言うつまみ、さかなです。美幌には三色アスパラもあるでしょう。今はやりのうどんをつくっているでしょう。そういうこともあわせて絡めていってはどうか。

ただ、残念なのは、補助金をいただくために仕方ないことかもしれませんが、もっと町民に前もってこういうイベントを知らせてはどうかと思っていました。まさしく、今回の１回目のイベントをもって広く興味の持たれている町民が多くなったなという印象を持っています。ですから、２回目を早い時期に仕掛けるのが企画力だと思います。この項目はこの１回で終わりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今回の事業は、

「ランチフェア」と「スイーツフェア」と「美ほろ酔いナイト」という３本の事業でありました。

議員がおっしゃるように、大変好評を得ている部分と、次回に向けて、こういうことをしたらいいのではないかというようなお話もありました。そして、議員みずからの発想で、参加している店、３６店舗でしたけれども、あんどんを掲げてはどうか、ちょうちんを掲げてはどうかというような提言もいただきました。お話としては、大変大きな後押しを得たと意を強くいたしたところでありますので、今後、検討しまして、補正予算でもよければ、そういう提案もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　これは質問ではありません。せっかくの思いも町長に言っていただきましたので、まさしくそういう提案があれば、微力ながら、私の議員仲間にも口説いて口説いて口説き回りますので、よろしくお願いしたいと思います。めったにお願いすることはないのですが。

次に、大きい項目の３番目に移らせてください。

大正橋のこっちから行ったら渡ってすぐの右左の出入り口です。これは、誤解されたら困るのですけれども、今までの議論展開の中で、行政側もあそこの出入り口は危ないということを逆に議員に向かって十分説明されていると私は思っています。ですから、そういうことを受けたら、今回、まだ新年度予算の提案を議論しているわけではありませんが、大きなお金という意味合いではなくても、議論した中の避けては通れない要素の一つだと私は見ているのです。そういう意味で、ここは、ぜひとも町長の力強い言葉をお聞きしたい。

議員も過去に、「そうだよな、あそこは危ないよな」と。行政もしっかりと「あそこは危ないでしょう」と。でも、今までの説明の中で、急展開した中で、新年度は既存のパークゴルフ場の改修という予算提示があるということです。これは今の段階ですが、私は、ここは、予算にかかわらず、避けては通れない最大の問題だと思っているところであります。

答弁で、河川管理者と十分に協議してということですが、文字どおりです。でも、過去に行政側も河川管理者と何度となくされていると私は見ているのです。それでもままならないことがあるから、今までいろいろな提案もあったのだろうと、そういう御苦労もお察しします。

話が飛びます。これは、行政同士の話し合いではなくて、どっちかというと政治の話だとしてお話ししたいのですが、いいか悪いかわかりませんけれども、大空町付近、昔は女満別町と言った付近に、ムネオ橋みたいなあだ名がつく橋もあるそうです。それは本当のことかうそのことかわかりませんが、国の行政を動かしている国会議員のお力をおかりすれば、もしかしてスムーズに行くのであれば、政治的判断で河川事務所との協議に応じてもらう。今まで皆さんが努力した上でにっちもさっちもいかないのであれば、やっぱりこれは政治決着だろうと思うところがあります。

そういう点で、町長、共通した出入り口の危険性という観点で政治決着されてはいかがかと申し述べたいが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　アクセス、入り口の問題ですけれども、議員と同じ認識をしております。非常に交通渋滞になりかねない、あるいは、交通事故に遭遇しかねないということで、私も大変心配しておりますけれども、１回目の答弁の中で、河川管理者と十分協議して利用者の安全確保を図っていきたいというようなお話をさせていた

だきました。

実は、今、あの道路は町道路線なのです。町道にかかる橋ということで、橋の構造自体もいろいろ検討させました。ただ、橋の構造上、高欄をいじるのもなかなか難しいという説明も聞いております。そんな中で、もう少し見やすいアクセスにしたいという思いで河川事務所と協議を重ねているところであります。

もちろん、何か事あれば、我々の意がなかなか通じないということになれば、いわゆる先生方のお力をかりるというようなことも、今までもやってきましたし、今後も多分あり得る話だろうと思っておりますけれども、今段階では、もう少しそのことは控えて、町と河川事務所の話の中で何とか解決できないかという思いで今取り組みをしているところであります。

河川事務所の所長以下も、美幌のことをいろいろな意味で気遣っていただいておりますので、そういった意味で我々も忌憚なく相談ができる状況があります。そんな中で、何とか突破できるように、あそこがいい形で交差できるといいますか、出入りがうまくいくようなことも考えてまいりたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　所長さんは転勤異動でかわりますので、そういう意味で代々御一緒することもありますけれども、ことしの夏もうまい酒を酌み交わしたいと思いますので、そこは、町長、あなたの力量だと思っていますので、むしろ私のほうからもよろしくお願い申し上げておきたい。

話題は変わります。

大きい項目の一つ目、事務事業の見直しについてであります。

この項目の二つ目、先に資料として聞いておきたいものですから、答えをいただきました。３月１日現在の職員配置数については、教育長を含む職員が２７６名、臨時・嘱託職員が１５６名、総数で４３２名となっております。経費については、給与、共済費等を含め３０億５，５００万円云々とありますが、もう少し数字の合計のところ、細かく承知しているものがあればお教え願いたいということで、整理という意味で、承知しているものがあればお教え願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それぞれ職員、臨時・嘱託職員の所要額の内訳でございますが、正職員については２７６名、臨時・嘱託職員は１５６名とございますけれども、そのうち、臨時職員が１１１名、嘱託職員が４５名の計１５６名で、正職員と臨時・嘱託職員を合わせて４３２名となってございます。

また、経費につきましては、正職員２７６名にかかる所要額につきましては、共済費、退職手当組合負担金等々を含めまして総額で２４億１，９５４万４，０００円、そして、臨時・嘱託職員合わせて、共済費等を含めまして６億３，５６５万円。トータルで３０億５，５１９万４，０００円となっているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博之さん。

○１０番（吉住博之君）　あわせて確認行為ということで、今教えてもらった数字を使わせていただくと、３月１日現在、職員２７６名で２４億１，９００万円何がしです。単純計算すると、共済費というか、会社経営であれば会社負担というのもあわせてという言葉で整理させてもらうと、職員１人当たり８７６万円かかります。それから、臨職・嘱託職員も給料体系とか給与は違うと思うが、今、あわせて数字を教えていただきました。６億３，５００万円何がしです。単純に割り返すと、これは嘱託職員と臨時職員は違いますので荒っぽい数字になりますが、言われた数字を単純に割り

返すと４０７万円です。話の進行上、そういうように捉えてよろしいかどうか、確認をとっておきたい。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　正職員についても、それぞれ病院職員から全部入っておりますので、役職、給与体系はまちまちでございますけれども、単純な比較平均といいますか、割り返すと１人当たり８７６万円です。臨時・嘱託職員につきましても人数と所要額を割り返すと４０７万円ということになります。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　では、大きい項目の１番目に再度戻ります。

私の聞き方がまずかったのでしょう。反省いたします。事務事業というのは、職員がもちろん張りついて事業を行っていただいて、その成果をもたらすものであります。そういう意味では、その事業、事業に対しての職員の配置状況、配置の結果という分析はされているのでしょうかという聞き方に変えさせていただきます。そういう意味ではどういう分析をされているかをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それぞれ行政が行っております事務事業の中で、当然、日常の業務の中でそれぞれの事務事業の改善点、見直し点もあわせて行っておりますし、それに対する人の配置がどうなのかというのも、日常的なものから、それぞれ職員の中で行っているというように考えております。

もう一つは、行政評価システムの中で事務事業の検証、それから、事務事業の達成度合いをやっているところでございますけれども、あわせて、事務改善をこの中でどう図っていくかということについても行政評価システムの中で実施をしているところでございます。

また、答弁書の中にもありますけれども、行政改革の実施計画に基づく検証等々を含めて、あらゆる機会を通じまして、それぞれ適正な事務事業に対します人員配置については、常日ごろ検討しておりますし、それに基づいて、その事務の分量、事業の分量、あるいは、組織について、機構について見直しを行いながら人事異動を行っているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　その事務事業をこなすに当たって、大きい意味の同じ部分であっても、細部的には、ここは正職員でなければだめだ、ここは臨職で構わないとか、そういう判断は何に基づいてなさっているのかということが一つです。

二つ目は、これは行政も十分承知だと思いますけれども、臨時職員の雇用のあり方です。そんなに遠からずのときに、特養問題のときだったでしょうか、時の副町長である染谷副町長が、本来は臨職の方を全て正職員にしたいぐらいだ――するとは言っていません。したいぐらいだという答弁は聞いているのですが、なかなか進展もしないし、どうなっているのかなというところもあります。

先ほど、正職員は２７６名、臨時・嘱託職員を合わせて１５６名という数字はいただいているが、そういう意味で、臨職の雇用のあり方、正職への道という観点も含めて、どう整理されているのかをお聞かせ願えるものであれば聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それぞれの職場の中で正職員、臨時職員あるいは嘱託職員を配置しながら行政サービスを行っているところでございます。

一つに、臨時職員は補助的な職員という形になってございますけれども、議員おっしゃるとおり、現実的には、そういう形で

ない職場も見受けられるというところは私どもも承知をしているところでございます。

本来であれば、きちんとしたその責任と職責を持って当たるべき業務については正職員を配置すべきというように考えているところでございますけれども、それぞれ財政事情等々含めて、こういった形で今運用をさせていただいているところでございますが、今まさに御質問のありました臨職の正職化についても、わずかずつではございますが、毎年改善を図ってきているところでございます。保育士についても正職化を図る、学芸員についても正職化を図るということで取り進めさせてもらっているところでございますので、こういった取り組みについても、今後とも進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　そういう話をお聞かせいただいている中でありますけれども、私として一番ショックなのは、実は、私自身が総合計画審査特別委員会委員長を引き受けさせていただいたときに皆さんから説明があったように、美幌の人口は、１０年後、推計はもっと低いのですけれども、１万８，０００人ということです。単純に言えば、今の人口と比したら約１割減ってしまうのです。これはつかみの単純計算です。そうしたら、総合計画の基本計画の一部でありますけれども、行政の説明は、コンパクトは一定終わっている、維持を図りたいという文書があった中で、議会とのすり合わせの中で、コンパクトシティーの推進は図るという文言に訂正したところです。これは、今のところ議決行為ではないものですから。

そういう意味で見れば、大きい意味で、行政対議会というばかりではなくて、行政は町民にももちろん耳を傾けなくてはいけないと思うのです。そうなった場合、３月１日現在、正職と臨時・嘱託職員を合わせた４３２名、このほかに町長・副町長は含まれていませんけれども、１０年後、単純な言い方で、むしろこの１割いなくてもいいのではないのかという意見をお持ちの町民もいるかもしれないのです。そういったときに、きっちりと事務事業の、それから人の配置も含めた形の説明できる、説明に耐え得るだけのものを準備しておかなくてはいけないのではないかと思うので、いま一度、そこら辺のことを含めて、今後どういうお考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　人口減少社会に見合った行政組織、行政職員の数の問題というような御指摘だろうと思っております。人口減少して我々が一番心配すべきことは、今提供している行政サービスを引き続き提供できるかというところです。それは、我々にとっては一番の腕の見せどころであるし、行政がどう取り組むのかというところが住民の皆さんにとって一番の関心事だろうと思っております。

したがって、今、何人にするとかいうお話はにわかにできませんけれども、いずれにしろ、人口減少社会の中で、今あるサービスを低下させないというような、そして、それに見合う人員・組織ということをしっかりと考えていかなければいけないと思っております

そのためにも、人員もさることながら、やはり、事務事業についても継続するものと廃止・中止するものもしっかりと区分けして、ただ継続するだけではなくて、継続しながら磨きをかけていくというようなことをしていかないと、引き続き同様な行政サービスの提供というのは難しいと思いますので、ふだんからの事務事業の見直し、そして一方では、組織・人員の見直しもしっかりとしていかなければいけないと考えておりますので、よろしくお願いいたした

いと思います。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　実は、私の心としては、めったにないのですが、この何カ月間、町長が職員に対する訓示と言うのでしょうか、内容的に感心しているところがあるのです。

町長が職員に対して、もう合わなくなったことはやめようと、今後すべきことはやっていこうと、職員に対してどんどんそれを提案しなさいと、こう明言できるというのは大したものだなと感心しているところです。ぜひ、町長、そういう思いで、事務事業においても、一つは今言った内容の基本中の基本のきっかけですから、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、大きい項目の２番目であります。

これは、実は、平成２６年３月でしたか、私の一般質問に対する町長の答弁で、今後、分限の基礎となる人事評価の仕組みを考えていかなければいけないみたいな議事録があります。私としてはそう読み取れるような文面もあったものですから、その後、検討されたのかなという思いで１番目は聞かせていただいただけなのです。

これは、きょう決着つけなくても、まだ後々ありますので、私の読み違いなのかどうか、２６年３月だと思いましたが、町長の答弁で今後も何かしなければいけないなというニュアンスのことを書いてあると私は読み取れたものですから、その後、どうなったのですかという意味合いで書かせてもらっただけです。

けれども、このニュアンスで捉えることと今回言っていることが少し違うものですから、まだ時期が来ていないのかなという思いで、次の宿題にしておきたいなと思っているところであります。

二つ目であります。

絶対評価です。これは御法度でないと思うのですが、御法度だからやめてくれと言われればやめますけれども、実は、再任用制度をされています。応募者の中から率先して雇わなければいけないというお話がありますけれども、私はいささか違うのではないかなと思うのです。希望者を全員雇っていたら、臨職も含めて、持たないです。中には断る勇気もなければ私は困りますので、そういう意味では、絶対評価はもちろんついて回ることですが、例えば、ここに私と橋本博之さんのどっちを選ぶかといったら、吉住、あいつはうるさいからやめておけ、橋本博之のほうがいいぞという声が大きいとすれば、そっちを優先すべきだと私は思うのです。

そういうことも重ねていった場合、財政規模・町の規模によっては、職員を雇用し続けるという段階においてもいろいろなケースが考えられて、継続して雇うにしても、この人がいなければ、こいつはあの人より優秀だから、必要だから継続して雇わせてくれというものであれば私は十分わかるのです。そこら辺の兼ね合いです。

これは、これから逸脱する話であれば、これ以上質問しませんが、答えられる範囲内でお聞かせいただけるものであればお聞きしておきたい。

私がここで言いたいのは、今後、美幌町が人口減に向けて、これからの行政の組織、人員的な組織づくりも含めた中で、どうしても絞り込んでいかなければいけないという場面は少なからずやってくる。人のことを言ったら怒られますけれども、誰を選ぶのか。それは、絶対評価でなくて、やっぱり相対評価に基づくものだと、私はぶつかるところがあるものですから、もしお聞かせいただけるものであれば、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　まず、人事評価制度上の絶対評価と相対評価の関係でございますけれども、本町においては絶対評価を基準としているところでございます。

絶対評価の基準導入につきましては、それぞれ評価を受ける中で動機づけ、あるいは職員の意識向上を含めて絶対評価、その基準となるべきものに対しての評価をするということが資質向上、この人事評価は資質の向上を目的として制度化をしておりますので、そういった意味からいけば、他者との比較をする相対評価よりも向いているのが絶対評価であろうと考えているところでございます。

それから、先ほど議員からありました再任用制度の中の任用に関してでございます。

今は人事評価制度もやっておりますので、その中でそれぞれの職員の評価をさせていただいているところでございますけれども、低い評価を受けている人間、あるいは出ている人間についての再任用をどうするかということも一つ問題としてありますし、そこのところをどうするかということについては、当然、検討しなければいけないと思っております。それ以前に、人事評価の中で低ランクにある職員については、その上のランクに持っていく研修制度、あるいは特別研修制度を含めて、そういった形での人事評価の仕組みにしていくことを検討しているところでございます。

そういった形でいけば、職員の分限、降任はどうするのだということになりますけれども、降任等については願いが一つと、もう一つは、分限によるものが一つだろうと思っておりますので、人事評価制度の中で特別研修等々を含めて、ある程度の研修、あるいは、指導した結果、どうしても資質向上が図られないという者については、分限の中で考えていくということになろうかと考えているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　そこで、一つだけお聞きしておきたいのは、この職員の数には、例えば、意欲があって東北のほうに派遣という人もカウントに含まれているのか。それから、見た目は庁舎内ですけれども、あっちのフロアで別な組織に派遣されていることもあるのかなと思っていますが、それも職員数に入っているのか、一つだけ確認しておきたい。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　今議員がおっしゃられました研修派遣に出している職員、それから、東北に派遣している職員等々、全て入った人数でございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　職員定数の条例では、病欠とか云々という人は一時猶予みたいなものがあるのは承知しております。

ただ、今、総務部長がちらっと言った研修の部分です。普通、研修というのは、こちらから何かを教えていただく、何か習得するために行くというのが本来の形であって、研修の派遣のために行っている人が向こうの組織の指導的立場、例えば支部長クラスで行っているというのは研修になるのでしょうか。向こうの組織では逆に指示を出す立場の人間が、向こうで勉強というか、内容を教わる立場ではなくて、向こうの組織において命令指揮できる立場の者をも含めて研修派遣と言えるのか、そこら辺の分析があれば、参考のためにお聞かせ願いたいと思うが、どうでしょうか。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　研修派遣については、いろいろな目的を持って職員を派遣させていただいているところでございます。それぞれ専門的にやっている職種の中で、今、行政が必要としている項目について研修として学んできていただきたいということで派遣をしている職員もおります。また、いろいろな形で、そういう専門性の習得と、そこでのマネジメントを含めて研修してきていただきたいということで研修に出していることもございますので、研修

先で指導的な立場になることをもって研修ではないという認識はしていないところでございます。

○議長（大原　昇君）　以上で、１０番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は１４時５０分といたします。

午後　２時４０分　休憩

午後　２時５０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）〔登壇〕　私は、既に通告しております２点について、以下、質問をいたします。

その一つは、特定公共賃貸住宅の建設についてであります。

美幌町の公共住宅政策は、これまでは低所得者を対象とする公営住宅建設で対応してまいりまして、中所得者・若年の単身者は公共住宅の対象外とされています。

特定公共賃貸住宅制度は、中所得者・若年の単身者を対象とした公共住宅政策でありますが、美幌町として、これまでの検討状況をお示しいただきたいと思います。

二つ目は、急激な人口減少社会を迎えまして、町外から美幌町に通勤されている方、単身者向けの住環境整備を図り、特に若年労働者への公的な住宅の供給を急ぐべきと考えるものであります。特定公共賃貸住宅建設には、公営住宅と同程度の国の助成もありまして、建設に向けて早急に環境を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな２点目は、東京電波美幌工場跡地利用についてであります。

東京電波美幌工場跡地の美幌町の跡地活用計画についてでありますが、東京電波株式会社は、閉鎖した美幌工場を解体し、更地で美幌町に譲渡する旨を表明されています。美幌町の土地の譲渡手続の状況についてお示しください。

また、跡地利用の計画はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

この２点目は、東京電波美幌工場跡地の移住政策への活用についてであります。

東京電波美幌工場跡地の環境・景観・空港からのアクセスの利便性などを考慮して、人口増のために移住者向け宅地開発などに利活用を図るべきと私は考えるものであります。そのために、町民の声を積極的に聞く必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　大江議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、特定公共賃貸住宅の建設について。

特定公共賃貸住宅のこれまでの検討経過についてでありますが、美幌町では、住宅行政の総合的・長期的な基本方針として、平成１２年３月に美幌町住宅マスタープランを策定し、これに基づき、旭公営住宅の建てかえや借り上げ公営住宅の整備を行ってまいりました。

また、平成２２年３月には、美幌町住生活基本計画を策定し、公営住宅の今後の管理方針や、住宅リフォーム補助制度による町全体の居住環境の整備に取り組んできたところであります。

御質問の特定公共賃貸住宅のこれまでの検討経過でありますが、美幌町住生活基本計画策定段階において、居住実態や住宅施策への期待について無作為抽出によるアンケート調査を実施し、町民の皆様が求める住宅政策の把握に努めてまいりました。

アンケートの自由記載の中では、中所得者や単身者の公共住宅への要望はありましたが、新たな公的住宅の検討には至ってい

ない状況にあります。このことは、町内では家族世帯の多くの方が公営住宅の入居可能な政令月収１５万８，０００円以内にあることや、持ち家、アパート・マンションなどへの居住環境がある程度満たされていると考えられているところであります。

次に、美幌町に通勤されている方や単身者の方に対する特定公共賃貸住宅の建設についてでありますが、地方公共団体による賃貸住宅の建設に当たっては、居住の用に供する良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならないこととなっております。

美幌町には１，０００戸を超える民間のアパートやマンションがありますが、多くは若い方を対象としたものであります。

そのような中、町外から美幌町に通勤されている方、また、美幌町からも他の市や町に通勤されている方も多数おられますが、その理由にはさまざまなものがあると思われます。

美幌町では、美幌町住生活基本計画が前回策定から６年を経過することから、平成２８年度において計画の見直しを補助事業により行う予定であります。

御質問の若年労働者の方への公的住宅の必要性につきましては、この計画策定の中で地域特性や住宅事情を勘案しながら、建設の必要性も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

次に、東京電波美幌工場跡地利用について。

東京電波美幌工場跡地の美幌町の跡地活用計画についてでありますが、１点目の土地の譲渡手続の状況についてでありますが、先日、東京電波と打ち合わせを行い、譲渡に係るスケジュール等の確認をさせていただきました。

東京電波のスケジュールによりますと、本年４月下旬から５月上旬ごろに建物の解体工事に着工、工事期間については、３カ月から４カ月を見込み、８月ごろまでには工事が完了する予定とのことでありました。

その後、社内における所定の手続や本町との間に発生する手続を行い、年内には譲渡に関する諸手続が完了する予定となっております。

また、跡地利用計画についてでありますが、譲渡に関する申し出後、関係部局職員らとともに建物内部及び工場敷地の現地視察を行い、数回にわたり建物の利活用の検討を行いましたが、建物の規模の大きさや内部の構造上などから、建物の利活用については困難であるとの判断に至ったところであります。

庁内における検討後、建物の利活用に関し、地元自治会より建物の一部を残した上で集会室機能としての利活用について検討要請があったことから、その旨を東京電波に伝えたところであります。

このような状況を踏まえ、跡地利用の計画については、現在、庁内において検討中の段階でありますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、２点目の移住政策への活用についてでありますが、全国的な人口減少の中、本町におきましても人口減少が続いており、移住政策等により人口増を図ることは重要な課題の一つであると認識しているところであります。

東京電波美幌工場跡地の利用に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、現在、庁内において検討中でありますが、移住政策を視野に入れた利活用や企業誘致を視野に入れた利活用、あるいは、町民の活動に重点を置いた利活用など、本町にとって将来的に有益でかつ有効な利活用のあり方について、議会や町民の皆様と検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よ

ろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　特定公共賃貸住宅の建設について再質問いたします。

町長の御答弁の中で、平成２２年３月策定の美幌町住生活基本計画策定に当たって、その年の１月実施いたしましたアンケートでは、中所得者や単身者の公共住宅への要望はあったが、新たな公的住宅の検討には至っていないと。その理由として、美幌町内では、家族世帯の多くの方が、一つには、公営住宅の入居可能な政令月収１５万８，０００円以内にあり、持ち家、アパート・マンションなどの居住環境がある程度満たされている、この二つのことを理由とされました。

そこでお聞きいたしますが、平成２２年１月実施のアンケートは、配付数は２，５００通で回収は９２０通であります。当時、平成１７年度の国調世帯数８，６４３世帯に対して１０．６％の回答数で、回答数としては町民の意思を十分反映したものになっている。この分析をすれば傾向がわかるというように考えております。

そこで、私も改めてアンケートの調査を見させてもらいました。特に、公共住宅への期待というのは、現実には、今、公住に入っていない方ですから、民間借家世帯を中心にして、どういう傾向にあるかというのを見てまいりましたが、民間借家世帯の６７．４％、３人に２人が、今の住宅に住み続けることへの不安を表明しています。そして、６２．１％が、民間アパートに入っているが、移転したいという希望を出しています。何が不安の内容かと見てみますと、住宅の耐震性や設備の不安が３８％でトップです。質が問われている。二つ目は、住宅の建てかえや家賃上昇が２割になっています。三つ目は、子供を産み育てることへの不安、広さや環境、この点でも質が問われているということが見えてまいります。民間のアパートから移転したいという理由のトップは、住宅の老朽化を挙げているのが３９％あります。

では、移転するときはどこをという点では、公営住宅を望んでいるのが４１％で、トップであります。持ち家への期待があるかと思いましたが、それは３５％で第２です。

そして、移転先として希望するのはどこか、今住んでいる近くだとか、町内とか、管内だとか、このことも質問されているのですが、民間借家世帯は美幌町内を希望するのが６２％ということで、どの世帯よりも町内であればいいということで、美幌町を自分の生活の拠点にしたいということを最も希望しているということは、この２２年１月の調査で傾向としては相当はっきり出ているのではないかと思うのです。

そういう点から、現在の状態で、ある程度環境は満たされているという結論を出すのは、必ずしも正解ではないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　大江議員の質問にお答えいたします。

前回の住生活基本計画につきましては、ただいまお話しされましたとおりのアンケートの状況でございます。その当時、アンケート結果をもちまして、町民の方が参加している委員会のもとで検討された結果については全て把握しているわけではございませんが、特定優良賃貸住宅の建設の話にまでは至っていなかったという経過があります。その中で、今お話しされたとおり、公営住宅への希望というのはやはり大きいものがありました。ただ、その中で、その収入の階層の把握までは、そのときの設問の中にありませんので、そこまで把握し切れていなかったというところがあります。

そういう中で、あくまでも推測でしかないわけですが、公営住宅の収入階層は、４人世帯で大体５１０万円ぐらいが公営住宅

に入れるか入れないかのところになってきます。ということを考えますと、答弁の中でも触れましたけれども、大部分の方が公営住宅の収入階層の中にあるという現状にあったと思います。そういう中で、公営住宅の長寿命化計画と並行しながら、希望される方を受け入れられるような公営住宅の改修を並行して行ってきた経過があるのではないかと思います。

そういう意味で、答弁にもありますが、２８年予定しております住生活基本計画の中では、アンケートの設問をもう少し具体的に分析できるような内容にしまして、そのニーズ把握に努めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　量的な問題がどうかということでアンケートを見てみました。町営住宅に今後期待することは何かということで、回答者は７１４人いらっしゃいますので、そこで見ましたら、所得による制限のない町営住宅を希望するのが９．７％です。７１４人で言えば６９人いらっしゃいます。これは約１０分の１の抽出調査なので、１０倍してみると、全町民で言えば約７００人ぐらいが希望しているということになります。単身者や若者向けの町営住宅は５．３％ですから、３８人ぐらい希望している。これも１０倍すると三百七、八十人が若者向けの公営住宅を希望していることになるかと思います。

なお、アンケート回答者中の単身者は１５２人なので、そして複数回答はできないのです。一つだけ回答してくれということなので、最も要求の強いのは、若者が年寄りのことを言う、年寄りは若者のことを言うよりは、やはり、生活実感に応じて一番関心の高いことを答えているだろうと推察した場合に、単身者の４分の１が、単身者入居可能の町営住宅を考えている可能性があるのではないかと思うのですが、担当されている部長としてはどうですか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　管内の特定優良賃貸住宅、公共住宅とも言いますが、こちらの建設状況を見ますと、若者向けにこの制度に基づいて建設されているところが多くあります。そういう中で、若者が入れる公営住宅があるのだということが行き渡っているのではないかと思います。そういう中では、若い方もぜひ美幌にも公営住宅をというような希望があったことも推測できるところであります。

美幌町の状況につきましては、先ほどの答弁の中でもお答えさせていただいたとおり、民間のアパートがほかの市町村に比べて割合としては多いという状況もあります。そういう中で、民間のアパートの中で一番大きな課題は家賃の問題もあるかと思います。そういう中で、こういう公共住宅への希望も出ていると思います。

ただ、これからの計画の中で、公共の役割、民間の役割とそれぞれ担っていただかなければならない部分を、その中では検討していかなければならない部分もありますので、それらも踏まえながら、この計画の中でアンケートなどをとりながらニーズ分析をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　津別町の特定公共賃貸住宅に非常に注目して見ておりました。ここで、公営住宅入居基準というのは、所得水準で言えば所得ゼロ円から政令月収１５万８，０００円でありまして、日本全体の所得区分では下位２５％までの低所得者しか入れないという状態になっています。美幌町も全く同じです。

これに対して、特定公共賃貸住宅は、政令月収が１５万８，０００円以上、上限は４８万７，０００円以下の水準でありまして、これは日本全体の所得区分で言えば下

位２５％以上５０％未満という中所得者を対象としています。

津別町は、特定公共賃貸住宅は全部で１０６戸あります。そのうち６７戸が単身者向けの１ＬＤＫ、政令月収１５万８，０００円以上の所得要件ですが、それ以下の方々も、将来、所得が上がるということを理由として入居可能となっています。したがって、低所得者向けの公営住宅は年が若いから入れない、中所得者向けの特定公共賃貸住宅の場合は、所得が一定程度あれば、あるいは、将来上がる見通しがあれば、年齢に関係なく単身者でも入れるということで、津別町は世帯向けも単身者向けも満室になっています。募集すると満杯になるということで、低所得者向けの公住は空きがある、こんな状況に今はなっているようです。

そういう点では、昔と違って若者の所得は必ずしも高くないです。不安定雇用ということもあって、そういう方々も受け入れることのできる状態で、単身者向けということで、政策的に開くことができる。しかも、国の補助制度では、低所得者向けの公営住宅と同じ割合で補助金が出るということになると、相当踏み込んで特定公共賃貸住宅を考える必要があるのではないかと思うのですが、この点は、町長、いかがでしょうか。

今まではあまり対象とされていなかったのですが、文字どおり中くらいの所得だという表現だけではなくて、公営住宅政策を補完するものという性格を持った住宅政策ということで考えていくべき段階に来ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今までは、例えば、ＬＳＡ、ライフ・サポート・アドバイザーつきの高齢者向けの住宅を建設しようということで、要するに、公営住宅の役割としては、低所得者の方の公的住宅の供給というところから始まって、その後については、福祉政策的な住宅を建設しようと。さらには、まち中居住も含めて、公営住宅も大きな役割の変遷を経てきたのではないかと思っております。

そんな中で特定公共賃貸住宅の建設ということでありますけれども、美幌町は、今、公営住宅は九百数十戸だと思います。そして、民間のアパート・マンションは、うちの職員がゼンリンの地図から引っ張り出して数えた結果、ほぼ正しいと思いますけれども、２０４棟で、１，２３８戸あるということです。

私も、平成２２年の計画のときに多少かかわりを持っていて、このときも担当にいろいろと話をしたのですけれども、やはり、民間住宅が活発だという中で、公的住宅の供給はどうあるべきかというところを考えていかなければ、公的住宅は建てるけれども、どんどん空き家になったり、敬遠されたりということにはならないと。それで、今、建てかえを旭公住以降は手がけていないということで、多分に民間のアパート・マンションの整備によるものだとある面では思っておりますので、大江議員が言われるように、若い人たち中心の住宅をどうするかも含めて、あるいは、今、国はさまざまな社会資本を長寿命化という名前で、ストック活用をどんどんしていこうという流れに変わってきていますので、その中でどうできるかも含めて、平成２８年に国の補助をいただいて計画の見直しをするわけでありますけれども、こういった論議もしっかり踏まえて計画に当たっていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　もう少し津別のことを紹介したいと思うのですが、国の基準は単身住宅１ＬＤＫで２５平米以上ということなのですが、津別町の実態を見ます

と、６０平米ないし７７平米と倍近い居住空間を持っておりまして、平成２３年以降は、月額家賃は３万円です。北見市、あるいは美幌町などからも入居したいという申し出があるそうです。

世帯向けは基準が２ＬＤＫとか３ＬＤＫで、基準は４０平米ですが、倍以上あります。八十四、五平米ありまして、月額４万円あるいは４万７，０００円というのが最高です。そうなってくると、古いので出て行きたい、あるいは、子育てにはちょっと狭くて、質の上で民間ではなかなか対応できないという状況の中で、公的住宅に対する目が行っているという状況を考えたときに、美幌は足りているからと言えない状況にあるのではないかと思います。

大空町についても調べてみたのですが、ここも世帯向けについては４２戸ですが、合併前の東藻琴村の政策ではないかと思うのですが、東藻琴村の地域でまちが単独で建設した単身者住宅は４４戸あります。こういう形で、それぞれのまちの特徴がありますが、特定公共賃貸住宅、中所得者向けのもの、そして単身者向けのものをやっています。

時間がないので紹介程度にしますが、先ほど、札幌市を除く市町村別の特定公共賃貸住宅の市町村別のデータがようやく手に入りました。ずっと今までは小さなまちの政策というように私も思っていたのですが、決してそうでもないということで、帯広などでも実はやられていますし、北見市でもやられているということが、これは国への報告書のようですが、去年の３月３１日現在で３，５５６戸がつくられているようです。

そういう意味で、必ずしも、所得が高いから十分だ、あるいは高い人は持ち家志向だと考えないで、美幌町を住みよいまちの住宅政策の一環として積極的に考えるべきではないかと思っております。

比較的大きな市レベルではまだまだ利用されていないという点では、民間との関係を考えながらやっているということはわかるのですが、住宅の質の問題、あるいは、国の住宅政策が少しずつ変わってきているという状況も踏まえて、思い切って検討するという方向で打ち出していくべきではないかと思いますが、この点では最後にしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　大江議員もおっしゃっていたとおり、私も、大きいところではなかなか難しいのかと思います。小さい規模の町村向けなのかという思いを実はしておりました。

今、大江議員は全道レベルでのお話をされていましたけれども、私も今回、大江議員の質問で管内の状況を調べていただきました。今、北見市はあるのですけれども、実は、合併前の留辺蘂・端野・常呂にあるだけで、北見市本体ではないと。それから、網走市についても、多分そうだと思います。紋別市も上渚滑町の時代のものを持っていると。それから、美幌はもちろんありませんけれども、遠軽もないというようなことであります。

私も大江議員と同じような印象を持っていたのですけれども、いずれにいたしましても、今いろいろな御提言をいただきましたので、次の段階としては、平成２８年度にこの見直しをするということでありますので、そういったことも含めて参考にさせていただいて、この計画の中でどうできるかについては、しっかりと取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　ぜひ積極的に御検討をいただければと思います。

東京電波美幌工場の跡地利用につきまして、再質問をしたいと思います。

スケジュールなどについてはわかりまし

た。若干まだ余裕があるということで、実は、私も、前の質問者と同じように、建物を利用できないかということで、少しは知っているという方の御意見なども聞かせていただいたのですが、断熱の問題も含めて、あれを活用するのはほとんど無理だろうということで、余り知恵もないものですから、早々と旗をおろして、更地にしたら美幌町としては全く異存のない話なのだろうというように、逆に前向きに考えたところであります。

一つは、一般町民向けの宅地開発では適地ではないと。コンパクトシティーということで、日常の買い物だとか、そういう点で多分いろいろ支障の出るところだというように思いますが、一方で、田舎暮らしを考えるという方々にとってみれば、ちょっとまた違った魅力を持っているのではないか。

一つは、空港から１５分以内で到着できる場所であります。高規格道路で高野まで来て、そこに信号があり、もう一カ所信号があって、二つの信号をすり抜けると着きます。したがって、高規格道路を活用して１２キロくらいのところでたどり着ける場所です。それから、斜里岳などを含めて非常に眺望がいいということで、北海道らしい立地条件を持っていると。スキー場に１．６キロぐらい、パークゴルフ場に３．５キロぐらい、将来、ドッグランも考えると近いと、こういう魅力が山積しています。

脱線いたしますが、「空の旅を愛犬と一緒に」というのがきのうの道新に載りました。阿寒の温泉に大人２人と犬１匹を１組として、５０組限定、料金は１組２２万２，０００円と。実はペットとの共生の時代が来るのですね。一兆何千億円の市場だということを考えたら、普通、ドッグランは冬はやらないのです。美幌町で考えると、私の今の庭をかんじきで踏み固めて、ドッグランになっているのです。いつでも走り回っています。こういうことは土地が広いと十分できる。そういう意味で、田舎のもう一つの特徴があるのだろうというように実は思っています。

それで、広い宅地開発という点で優良田園住宅構想がありましたので、美幌町も一つはそういう側面から考えてみたらどうだろうというように思っております。

優良田園住宅は、敷地面積は３００平米以上ということなので、わずか９０坪です。美幌町で言えば、そんなものはとても優良とは言えないということになるかと思うのですが、北海道が把握している優良田園構想で見ますと、１２の市と町がこの間やっておりまして、２３６戸に上ります。最低の区画は４２０平米ですが、大体５００平米、１５０坪ぐらいですか。大きいところは２，６３０平米だとか、やたら広いのです。しかし、１５０坪ぐらいあると、庭で犬を放し飼いができるという面積です。

こういうことを含めて、美幌町も、少し郊外ですけれども、優良田園住宅という要素で売り出すということになると、あそこの場所は決して離れ過ぎているということにならない、こういうように思っております。

そういう点で、前の質問者に対して別な構想もちらっとお話しされたのですが、私が提案する移住者向けの宅地開発は少し広い面積でやってはどうだと。１万６，０００平米ちょっとありますので、３分の１を道路だとか公共的なスペースにとったとしても、５００平米ぐらいで２０区画ぐらいできるなと。そういう点で捨てたものではないのではないかと思うのですが、町長、構想の中に入れていただくことはできませんでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　１回目の答弁でスケジュールもお話しさせていただきました。それで、私どもの土地になるだろうと

想定される時期が、ことしの年末のちょっと前ぐらいなのかなと思っております。

いずれにしろ、東京電波さんでは、更地にして無償で用途を決めないということで町に譲渡されるということであります。そして、埋蔵文化物の調査が建物の部分については終わっていると、それ以外の部分については、まだ終わっていないというのが現状のお話であります。

そんな中で、この後、どういう形に利活用していくかということでありますけれども、議員がおっしゃるように、今、まさに田園回帰が始まっていると主張される研究者の方もおられますし、現実にそういう動きもあるということであります。議員提案の田舎暮らし、田舎の魅力のためにも、そういった方法はどうかということも貴重な御意見でありますので、先ほど言ったように、地域の自治会の使用についても話がありましたけれども、時期的なものを考えあわせるとなかなか厳しい状況がありますが、いずれしましても、いただいた中で、いただく前も含めて、さまざまな検討を加えなければいけないと。そして、将来の美幌にとっていい方向を考えていかなければいけないだろうと。

私は、ちょっとフライングぎみに、前の質問者の方のときにドーム型のというようなお話もしましたけれども、それは、あくまでもという話をさせていただきましたので、今、この場で何か構想的なものというのは、前の質問者の方と同様なお答えしかできませんので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしろ、地域の方や議会の皆さんと御相談しながら、美幌にとっていい方向を考えてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　ぜひオープンな議論を、そういう意味で私は非の打ちどころのない計画を出したかったのですけれども、やぶれかぶれのものも含めて大いに意見を出し合ったらいいのではないかと実は思っているのです。

従来のパブリックコメントは、このようにやりたいので意見をということですが、何をやるか、やるべきなのかということも含めて、本当はオープンな議論がいよいよ必要なのだというように思います。

美幌町の隠れている魅力を大いに引き出して、それをまな板の上にお互いに出して議論し合うと。そうすると、もっともっと輝く計画もできるかもしれないと。

１８歳選挙権ということもあって、高校生・中学生なんかも大いに、自分がこのまちに残るとしたら、あそこはどうしたらいいということを休み時間に議論し合うということにもつながるようなオープンな議論を、ぜひ、町長が先頭に立って組織をされたらどうかと思います。

めったにないのですが、これをきょうの最後にしたいと思いますので、その辺も含めて、思っておられることを最後にお聞きして終わりたいと思います。（「いい提案だね」と発言する者あり）

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私は、先ほど条件を言いました。更地にして無償と。一つ土地の形状の問題でありますけれども、奥行きが２２７メートルちょっとあります。そして、間口が７０．９メートルぐらいあります。多少広がったり、奥行きも、間口と一番後ろの長さがちょっと違いますけれども、大ざっぱに言うと、２２７メートル、あるいは２０８メートルと７０．９メートルから７４．２メートルの間口ということでありますので、これらもぜひ御参考に、また新しい提案もいただきたいと思っております。

いずれにしましても、今までのパブリックコメントと違う方法でということで、後ろから随分押されたなという思いをしなが

ら、せっかくあの土地をいただけるというような見通しでありますので、将来、美幌町にとって発展の礎となるような利用をしたいと考えておりますので、今後とも御提言等を含めてお願いしたいということで、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　以上で、２番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原　昇君）　本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後　３時４１分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員